

【改訂版】

海 田 町 財 政 健 全 化 計 画

《平成20年度～平成24年度》

平成19年11月

∞ 海 田 町

はじめに・・・

海田町では、平成16年8月に実施した「海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票」の結果により、単独町制を維持していくという方向が定まり、身の丈に合った簡素で効率的かつ持続可能な行財政運営への転換を図っていく必要が生じました。

このような状況を踏まえ、平成17年4月に「海田町行政改革大綱」を、平成17年9月には「行政改革大綱実施計画」及び「財政健全化計画」を策定し、これまで、この計画を基本とした財政運営を努めることにより、町財政の健全化に一定の成果をあげてきました。

しかしながら、財政健全化計画策定後、国の「三位一体の改革」の実影響額が明らかになり、また、広島県からの権限移譲に伴う福祉事務所の単町での設置や、定年退職者の増加に伴う平成20年度以降の退職手当組合負担金の大幅な引上げなどの状況の変化がありました。

さらには、今後、広島市東部地区連続立体交差事業の本体工事着手やそれに伴う庁舎移転整備事業、海田市駅南口土地区画整理事業等の大規模事業が控えており、新たな歳入増加が見込めない現状で、このままの財政運営を継続すれば、さらに厳しい状況になることが予測されます。

海田町ではこうした課題に対応するため、この度、町財政の現状と抱える問題点を再度整理し、様々な状況の変化等を反映させたうえでの中期的な財政収支見通しを明らかにするとともに、新たな行財政改革の取組みを掲げ、財政健全化計画の見直しを図りました。

目 次

はじめに…

I 町の財政状況～なぜ町財政は厳しいのか～	1
1 町財政の硬直化の要因	1
2 町債（町の借金）の現状と課題	2
3 町財政の現状	6
4 類似団体との比較	12
II 中期財政収支見通し～この先、町はどうなるのか～	16
1 行財政改革等のこれまでの取組み	16
2 財政収支見通しの見直し	17
3 見直し後の中期財政収支見通し	18
4 中期財政収支見通しの試算結果	20
5 退職手当組合負担金の今後の見通し	21
6 大規模プロジェクトの今後の見通し	22
7 財政の早期健全化の必要性	23
III 財政健全化へ向けて～町の未来のために～	24
1 財政健全化計画の基本方針	24
2 新たな行財政改革の具体的取組み	26
3 新たな行財政改革の効果額	27
4 新たな行財政改革実施後の中期財政収支見通し	28
5 財政状況の改善の見込み	29
6 「歳出削減対策」の取組み	32
7 「歳入確保対策」の取組み	35
8 財政運営改善の取組み	36
財 政 用 語 解 説	38

おわりに…

凡 例

本文中の金額・数値は特に注意書きがない場合には、
 平成 18 年度までは一般会計の決算額・実績を、
 平成 19 年度は一般会計の当初予算額を、
 平成 20 年度以降は推計による一般会計の見込みを、表しています。

I 町の財政状況 ～なぜ町財政は厳しいのか～

1 町財政の硬直化の要因

海田町はこれまで、行政改革実施計画に基づく事務事業の見直しや経費の削減に取り組んできました。財政力指数等の財政指標も全国平均に比べて、悪い値を示しているわけでもありません。

しかしながら、町財政は依然として厳しい状況にあります。

そこで海田町の財政が、なぜ現在のような厳しい状況にあるのかを把握するために、町財政の現状をいくつかの視点から見てみます。

要因としては、おおむね次のようなことが考えられます。

歳入面では、

- バブル崩壊後の景気の低迷や地価の下落、国の経済対策として実施された減税措置などの影響により、



町税収入の落ち込み

- 平成 10 年度から平成 17 年度まで 8 年連続で減少
- 平成 9 年度と平成 17 年度を比べて、約 5 億円の税収減

町税が減少する一方で、歳出面では、

- これまでの都市計画事業等に加えて、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、合併を前提として、多額の町債（借金）を財源に大規模な建設事業を展開したことにより、



公債費（借金返済額）が増加

- 平成 15 年度から平成 19 年度まで 5 年連続で増加
- 平成 14 年度と平成 19 年度を比べて、約 5 億円の公債費（借金返済額）の増

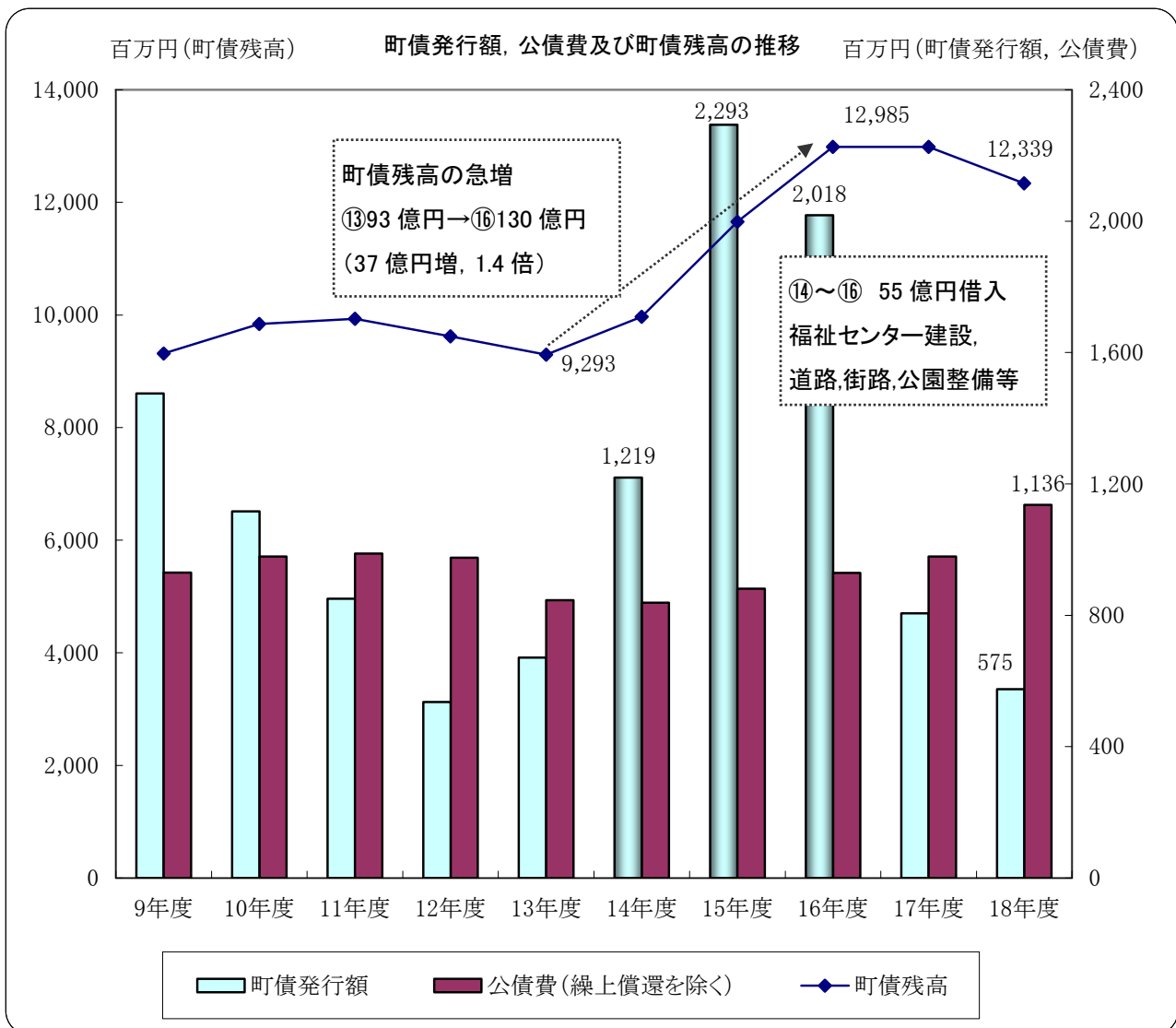
2 町債(町の借金)の現状と課題

財政状況の問題点を洗い出し、今後の財政運営のあり方を検討するためにも、財政硬直化の要因となった町の借金の状況について、詳しく分析してみます。

(1) 町債発行額(借金額)、公債費(借金返済額)、及び町債(借金)残高の推移

地方交付税財源の不足に対応するために平成13年度に創設された臨時財政対策債の影響に加えて、平成14年度から平成16年度の3年間で合併を前提として多額の町債を財源に大規模な建設事業に取り組んだことから、町債残高が急増しました。

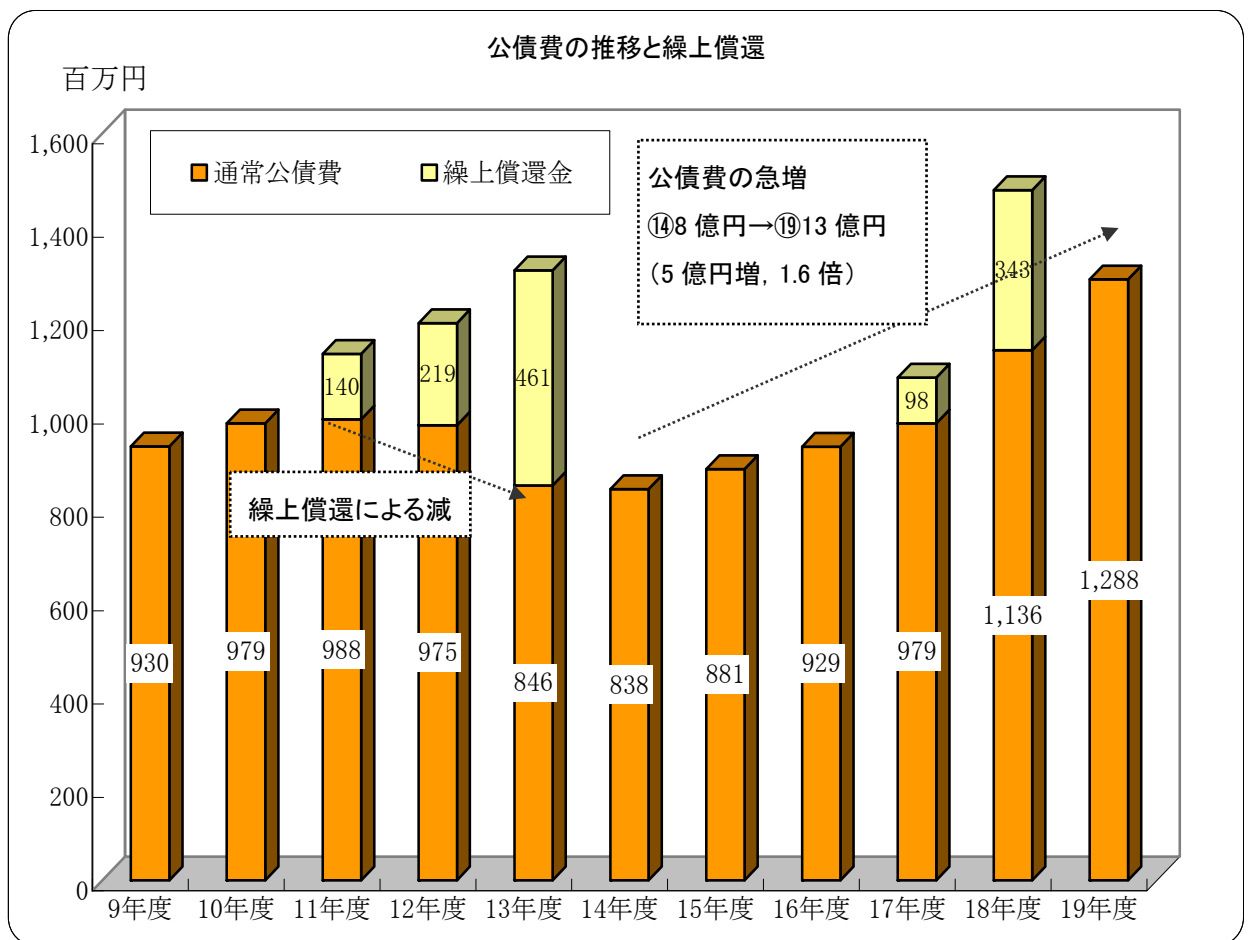
そして、町債残高の急増に伴い毎年の公債費も右肩上がりに増大し、町財政を圧迫しています。



(2) 公債費（借金返済額）の推移と繰上償還

平成 11 年度から平成 13 年度にかけて、大規模な繰上償還を実施したことにより、平成 12 年度から平成 14 年度にかけては公債費が減少に転じました。しかしながら、平成 14 年度から平成 16 年度に多額の借金をしたことにより、平成 15 年度以降、公債費が急激に増加しています。

財政健全化のため、地域福祉基金を取り崩すなどして、平成 17 年度と平成 18 年度にも繰上償還を実施し、町債残高の減少を図りましたが、公債費はしばらく高止まりとなり、その間非常に厳しい財政運営を強いられることが予測されます。



合併を前提とした大規模事業への先行投資により、福祉センターの建設や道路・公園整備などの都市基盤整備は大幅に進みました。

しかしながらその一方で、平成 14 年度に約 8 億円であった公債費は、平成 19 年度には約 13 億円と、わずか 5 年の間に約 5 億円 (1.6 倍) も増加しました。

新たな歳入増加が見込めない中で、公債費が 5 億円増加した部分は、人件費や投資的経費などの歳出削減を図り、それでも財源が不足する部分は基金を取り崩すこととなります。

(3) 悪化する「財政指標」

町の借金に関する財政指標は、繰上償還により一時期改善をしていましたが、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて多額の借金をしたことにより、悪くなる傾向にあります。

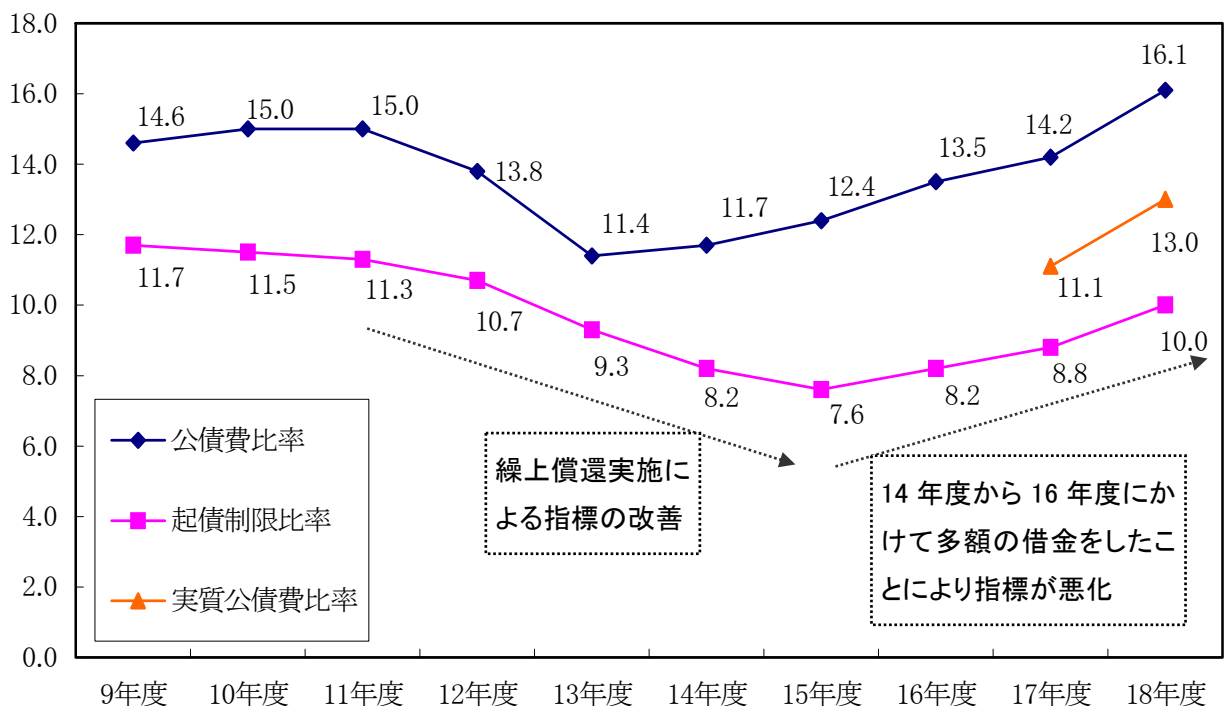
【公債費比率】毎年度の元利金の支払いに要する経費「公債費」の一般財源に占める比率です。この指標が高くなるほど財政構造の弾力性が圧迫されているということがいえます。

【起債制限比率】地方債は後年度に財政負担を残すものであるから、公債費等をもとに算定した比率において、一定以上の比率となった地方公共団体の起債を制限するためのものです。20%以上になると地方債の発行が一部制限されます。

【実質公債費比率】従来の起債制限比率には反映されなかった特別会計などの借金返済のために一般会計から繰り出した額なども含んで算出される新たな財政指標で、平成 18 年度から導入されました。18%以上になると地方債を発行する際に、財政運営の計画を立てたうえで国や県の許可が必要となります。

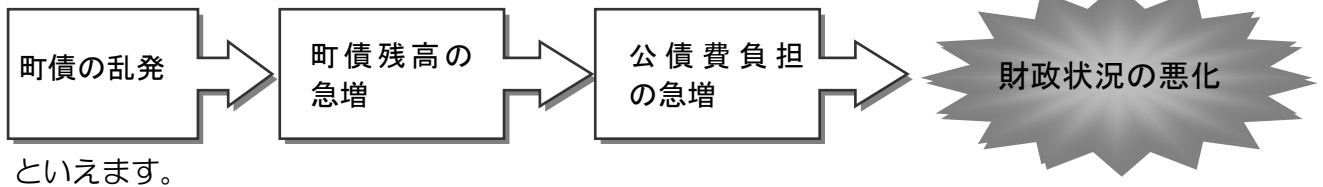
%

公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率の推移

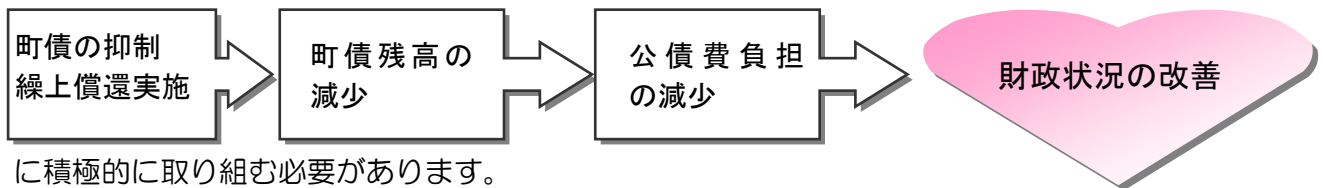


(4) 今後の課題と対策

財政状況が厳しくなった要因を整理すると、



ですから、財政状況の改善のためには、その逆の



財政状況改善のための目標の一つとして、プライマリーバランスの黒字化が挙げられます。

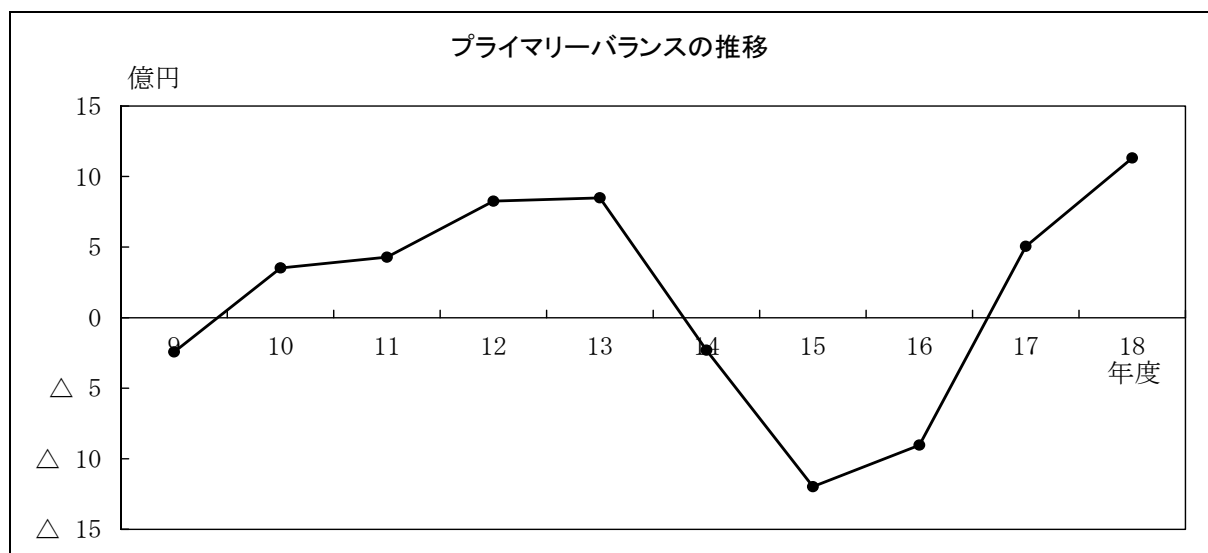
プライマリーバランスが、黒字なら町債に頼らず行政サービスをまかなえていることになり、赤字の場合、町債残高がどんどん増えていくこととなります。

平成 17 年度以降は、町債の発行抑制に努め、繰上償還も実施したことから、赤字から黒字に改善されています。

プライマリーバランス＝(歳入－町債)－(歳出－公債費)

○プラス ⇒ 過去の借入を積極的に返済(現世代が受益以上に負担)

○マイナス ⇒ 投資的経費の増大, 町債残高の増加(将来世代に負担を転嫁)



3 町 財 政 の 現 状

次に、町財政の現状や財政構造等について、広く整理してみます。

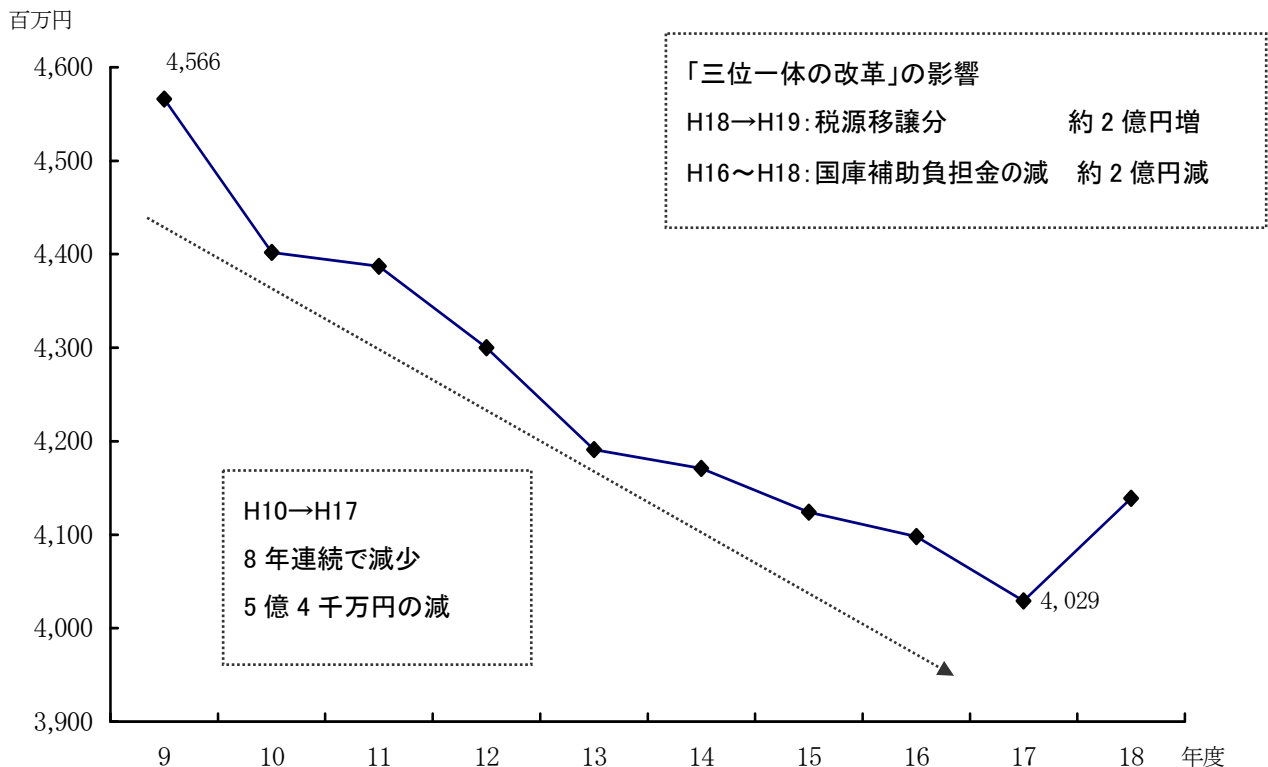
(1) 減少を続けた「町税収入」

歳入の中心である町税収入は平成4年度まで毎年増加していましたが、平成5年度に減少となり、平成10年度から平成17年度までは、8年連続で減少しました。

平成18年度からは、定率減税の縮小・廃止や三位一体の改革による税源移譲等に加えて、景気の回復の影響も手伝って、税収は増加に転じました。

しかしながら一方で、三位一体の改革による国庫補助負担金の減額や、所得譲与税や減税補てん債の廃止など、税収以外の歳入が減額となっている状況であり、一般財源総額で捉えた場合、特段に増額となっているわけではありません。

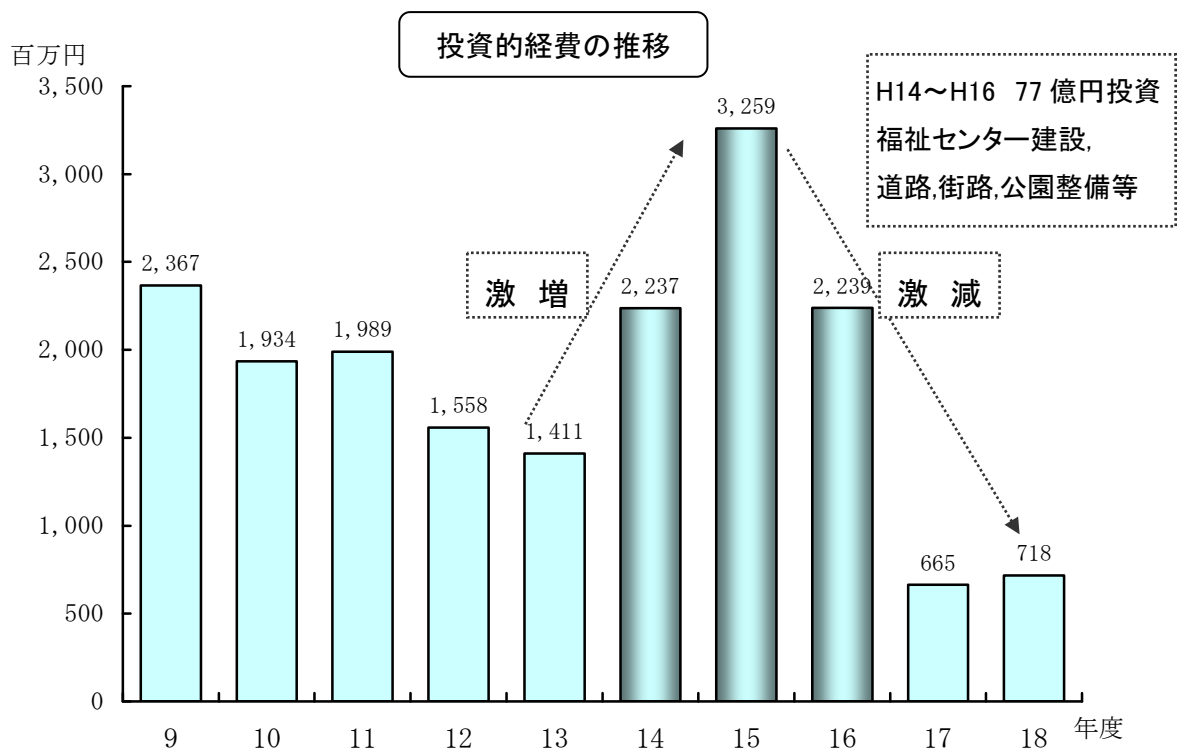
町税収入の推移



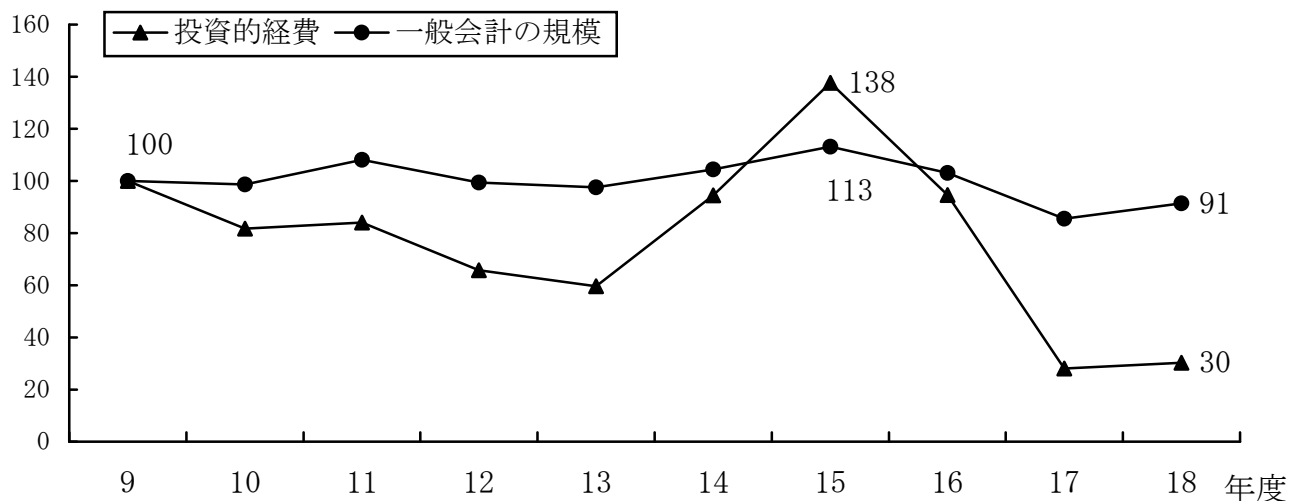
(2) 投資的経費

海田町が、街路や公園などの都市基盤整備や学校や福祉施設などの公共施設整備のために支出している建設費や用地取得などの経費の推移です。

税収は減少する中で、平成14年度から平成16年度にかけて、町債を財源に大規模な先行投資をした結果、都市基盤整備は進んだものの、公債費の増大等により財政状況が厳しくなり、平成17年度以降は、緊縮した投資的経費の予算を組まざるを得ない状況となっています。



投資的経費と一般会計との規模の比較（平成9年度を100とした場合）



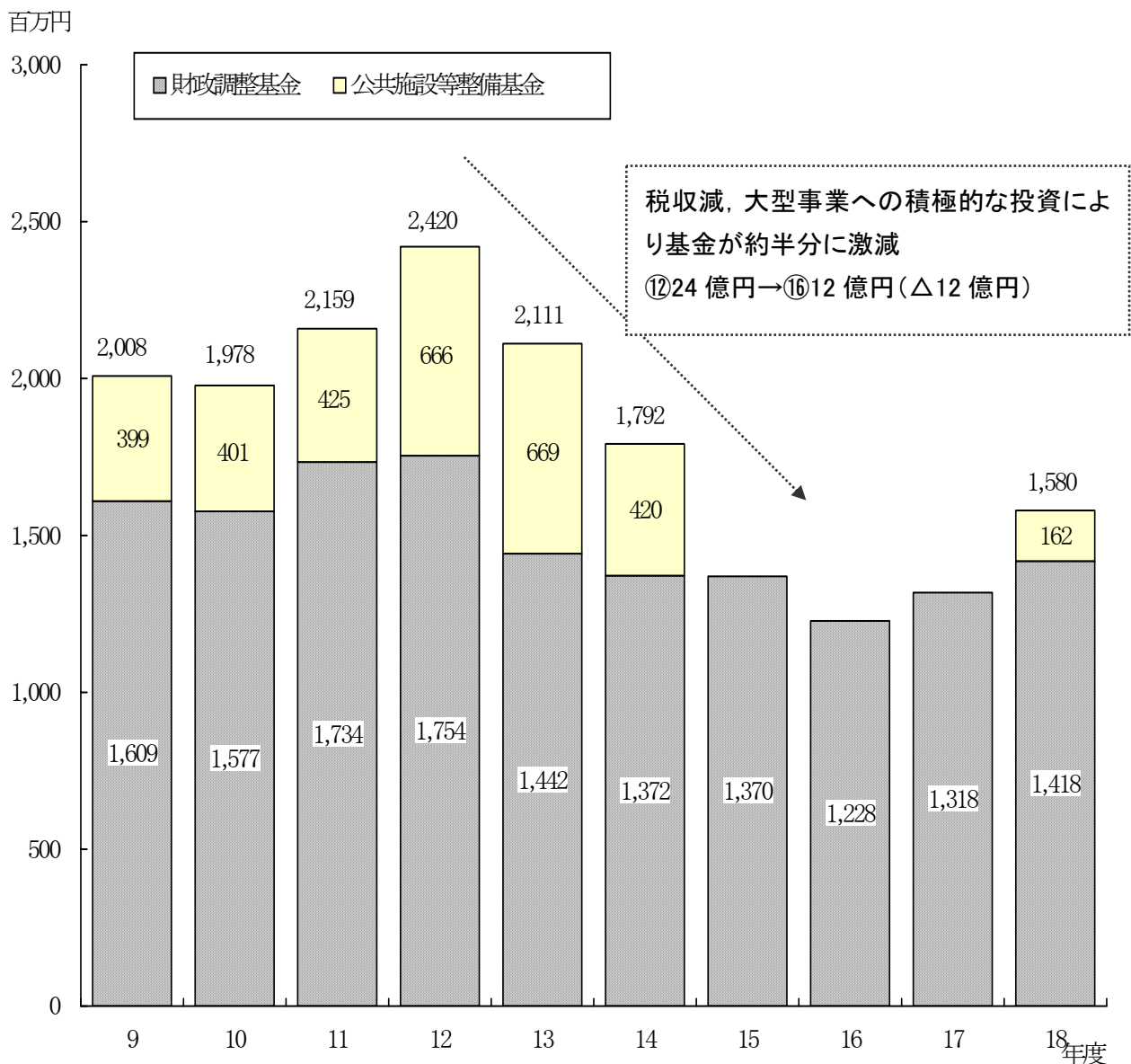
(3) 減りつつある基金（貯金）

海田町では財源不足が生じた際に活用する基金として「財政調整基金」を、一時的に多額の事業費が必要となる公共施設の整備の際に活用する基金として「公共施設等整備基金」を設けています。

平成12年度末には24億円あった基金が、税収の落ち込みに加えて、大型事業への積極的な投資などによって、平成16年度末には12億円にまで激減しました。

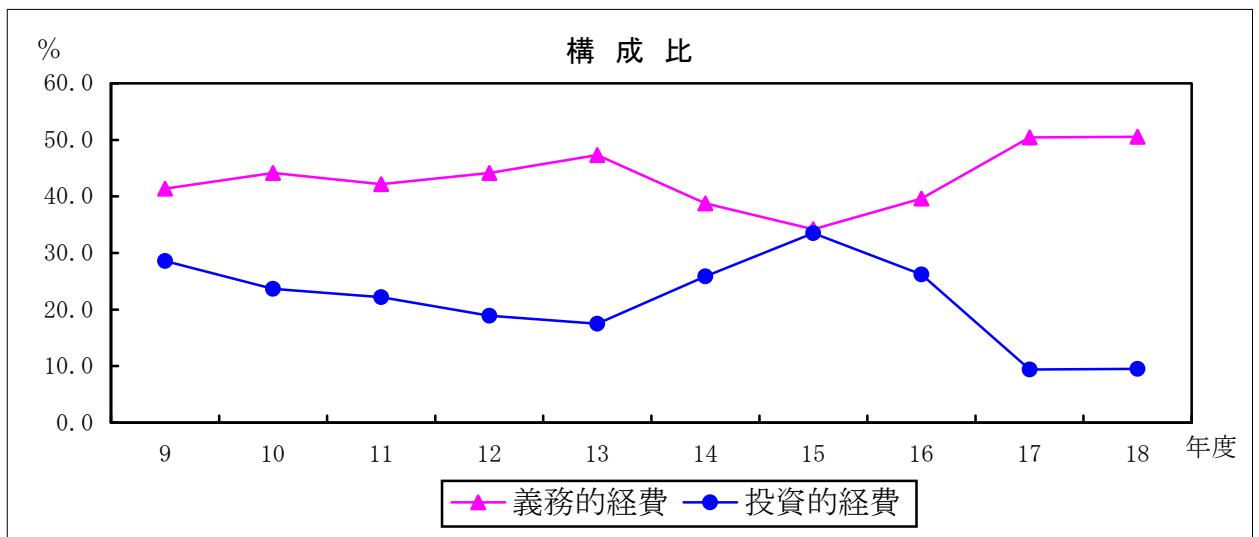
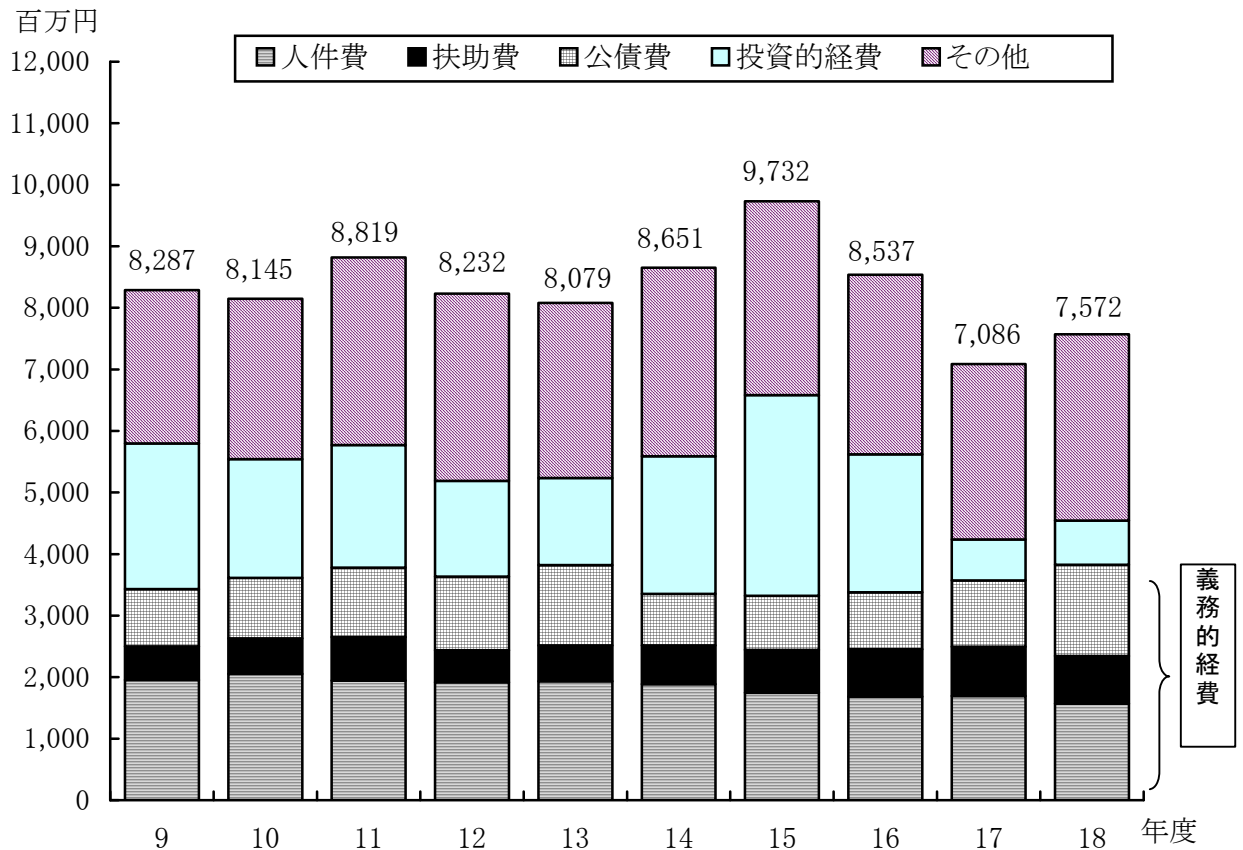
厳しい財政状況の中で、平成18年度には今後の事業に備えて、公共施設等整備基金への積み立てを行っています。

基金残高の推移



(4) 会計規模等

一般会計の予算規模は、投資的経費にあわせて大きく増減していますが、義務的経費については増加傾向にあります。

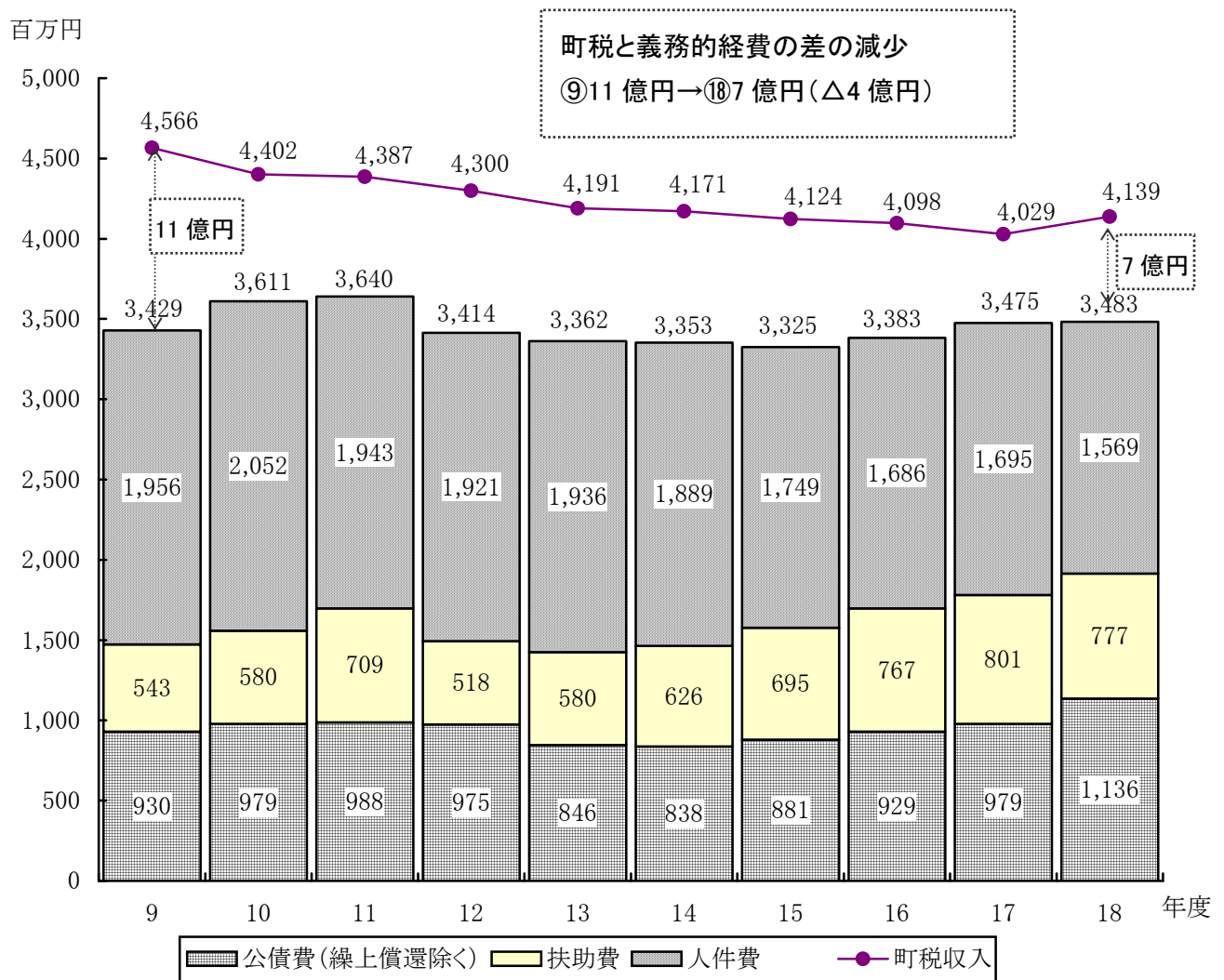


(5) 義務的経費の増加

厳しい財政状況の中、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）のうち、扶助費や公債費は増加傾向にあり、今後もこうした傾向は続くものと見込まれます。

義務的経費と町税の関係を見ると、以前は、町税と義務的経費に大きな差があり、投資的経費などに使用できる財源が多くありましたが、最近ではその差が小さくなってきており、投資的経費などに使用できる財源が乏しくなっている状況です。

義務的経費と町税収入の関係

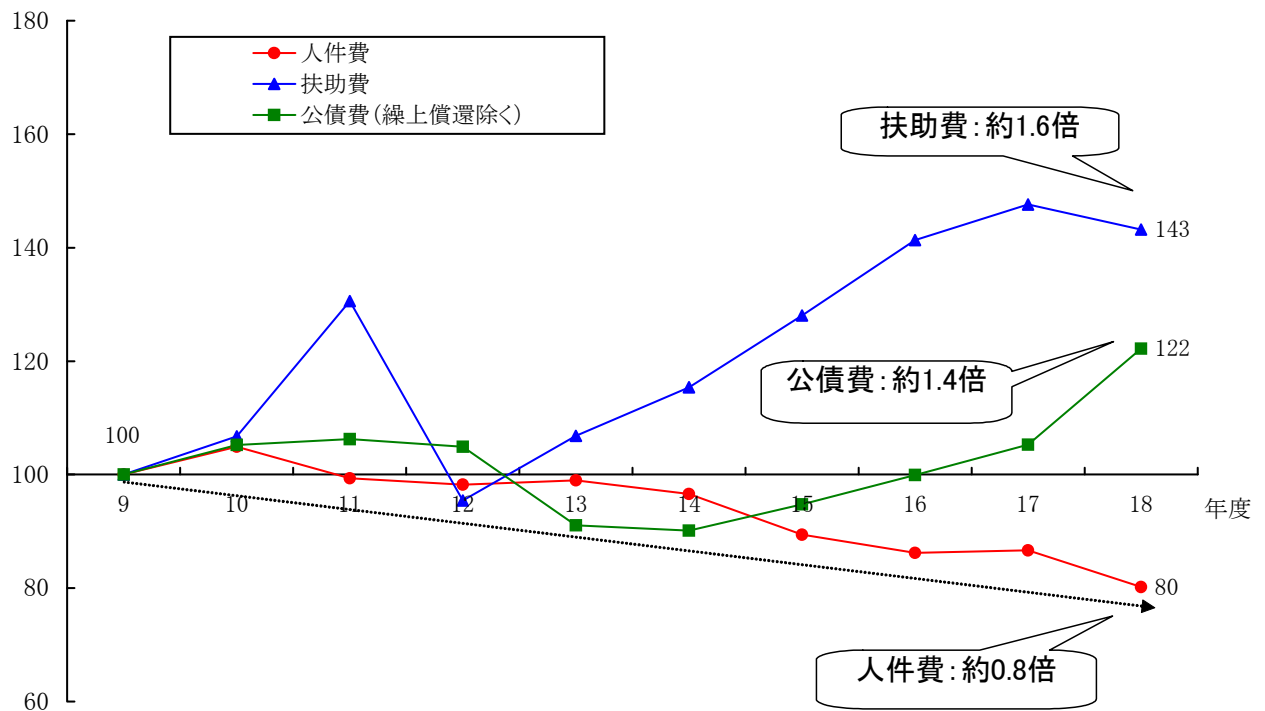


※ 通常ベースで比較するため、公債費は臨時的な繰上償還額を除いています。また平成12年度は、介護保険制度が導入され扶助費の一部が介護保険特別会計に移行したため、扶助費が減少しています。

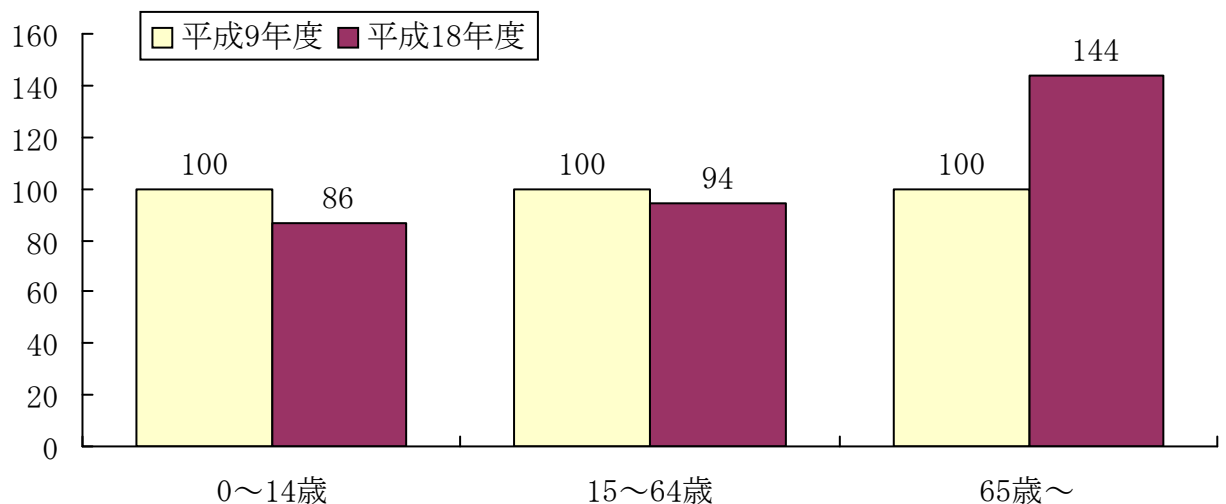
義務的経費の推移（平成9年度を100とした場合）

財政状況が厳しい中、退職者不補充などの取組みにより人件費の抑制を図っています。

一方で、公債費は都市基盤整備事業などのためにした多額の借金により、また扶助費は少子高齢化などにより、平成9年度と比べて大幅に増加しています。



少子高齢化の状況（平成9年度を100とした場合）



4 類似団体との比較(平成 17 年度市町村財政比較分析表)

海田町の財政上の問題点を、「平成 17 年度市町村財政比較分析表」を用いて、類似団体と比較することにより分析してみます。

財政比較分析表は、各地方公共団体の財政状況について、類似団体との比較を分かりやすく「レーダーチャート」と「個別指標図」を用いて図示したものです。

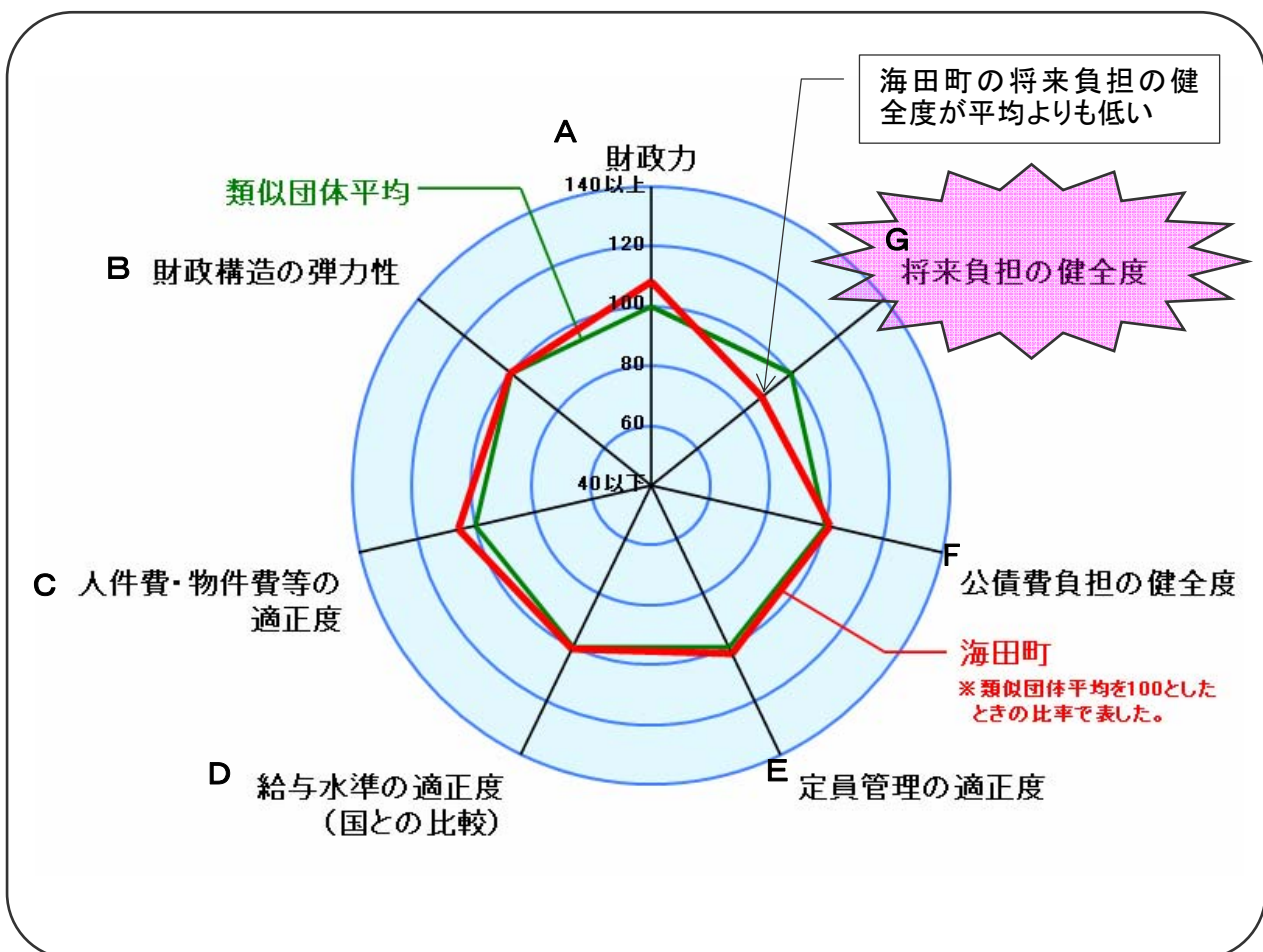
(1) レーダーチャート

類似団体の平均を 100 としたときの海田町の指数を、レーダーチャートにより表しています。

指標が良好であればあるほど高い指数となるように計算されていることから、海田町の七角形が類似団体平均の正七角形から外に広がれば広がるほど、財政状況が良いことを示します。

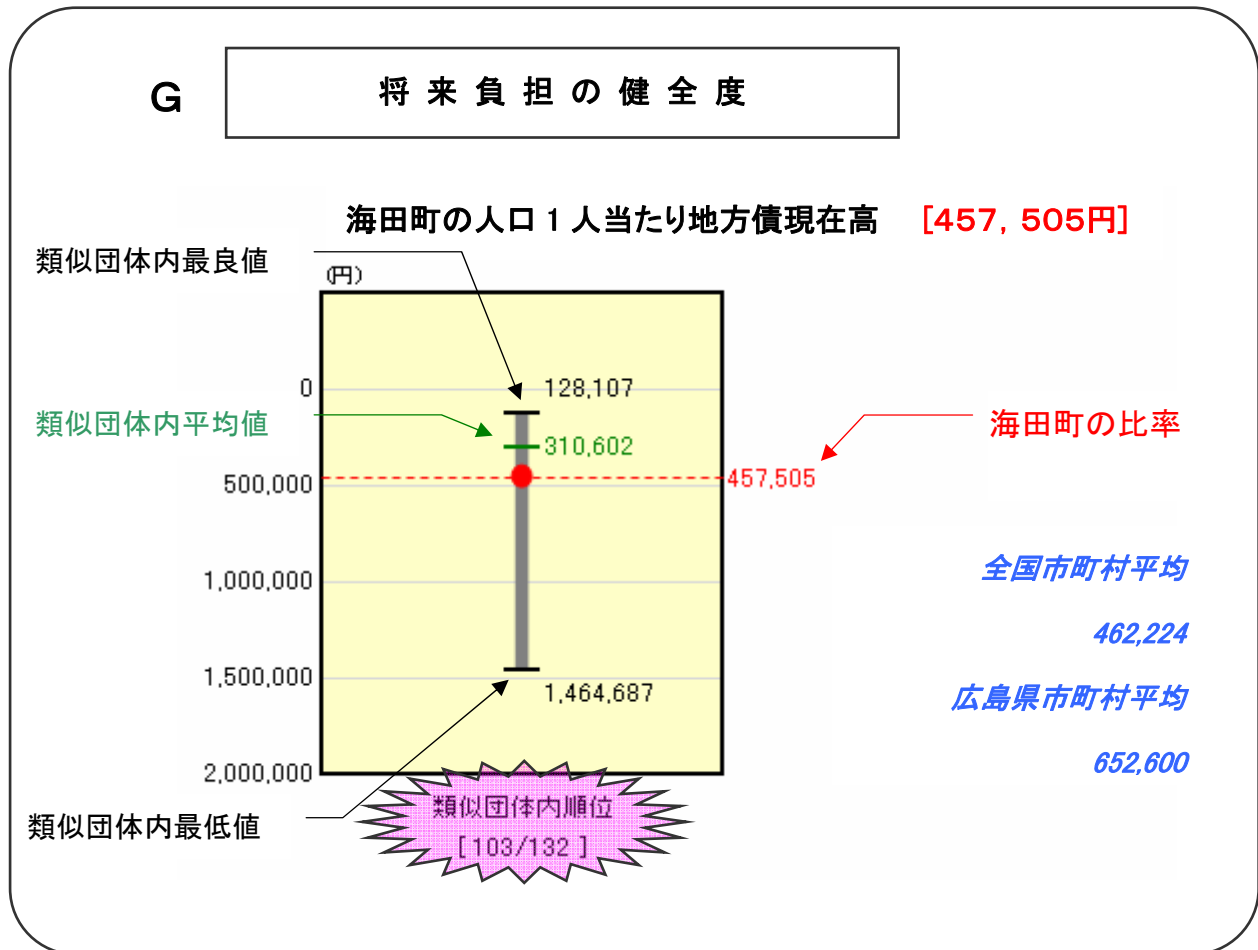
多くの指標は、平均と同等程度か、平均よりも良好な値となっていますが、「将来負担の健全度」のみが平均を下回った結果となっています。

ここに、本町の問題点が浮かび上がっているといえます。



(2) 個別指標図

7つの指標ごとにその団体の数値と類似団体内の平均値及び最良値・最低値を棒グラフの形で示しており、平均値からのかい離の程度が一目でわかるようになっています。



人口1人当たり地方債現在高とは、17年度末の海田町の地方債残高（12,984,004千円）を平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口（28,380人）で除した値で、町民1人当たりの借金残高を示しています。

海田町民1人当たりで457,505円、4人家族の場合は世帯全体で1,830,020円もの借金を抱えていることになります。

類似団体平均値310,602円と比較した場合、146,903円も上回っており、132の類似団体中103位の結果となっています。

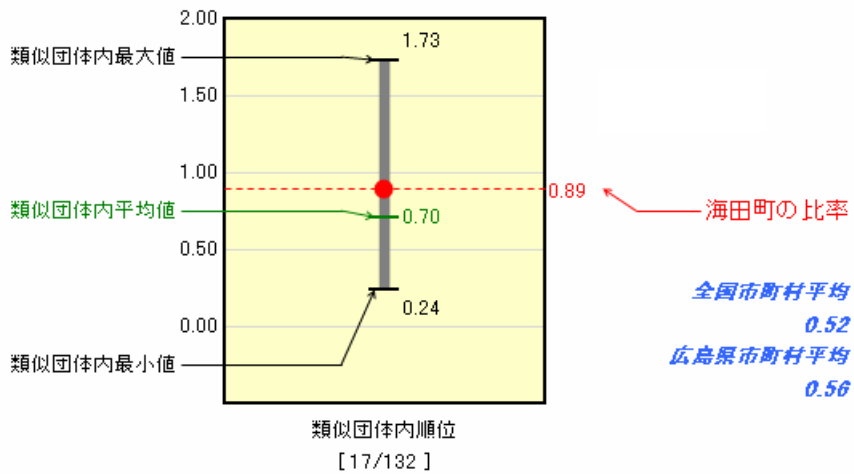
平成17年度財政比較分析表における類似団体とは、平成12年度国勢調査をもとにした人口と産業構造によって市町村を分類し、同じ分類となった市町村を指します。

広島県内では府中町と熊野町が海田町の類似団体となり、平成17年度の町民1人当たり地方債残高は、府中町で297,523円、熊野町で248,165円であり、近隣団体と比べても、多い結果となっています。

A

財政力

財政力指数 [0.89]



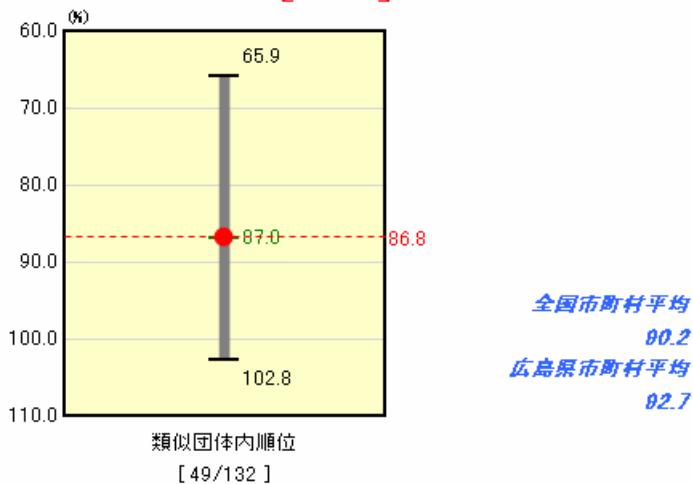
地方公共団体の財政力を示す指数です。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

B

財政構造の弾力性

経常収支比率 [86.8%]



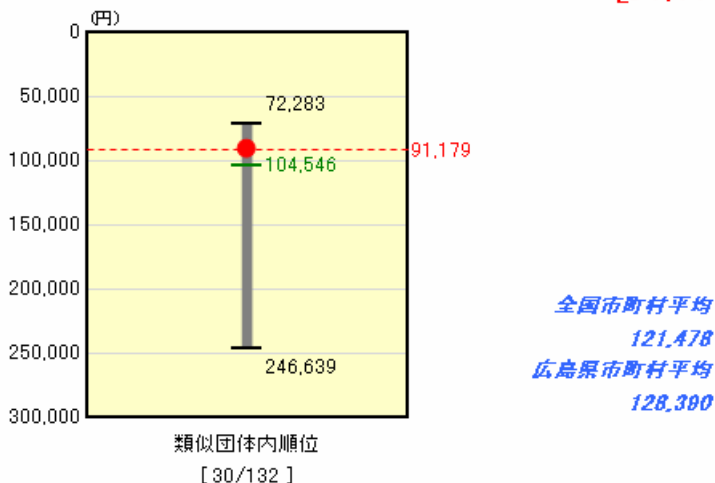
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。

この指標は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

C

人件費・物件費等の適正度

人口1人当たり人件費・物件費等決算額 [91,179円]



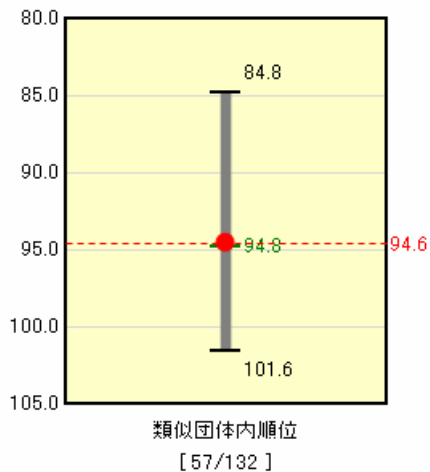
人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計です。

人件費の抑制や内部管理経費の削減に取り組むことにより、類似団体平均よりも良好な値となっています。

給与水準の適正度（国との比較）

D

ラスパイレス指数 [94.6]



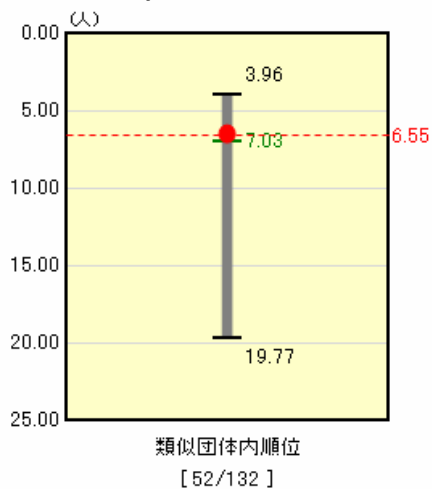
国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

国家公務員よりも低く、類似団体平均とほぼ同数となっています。

E

定員管理の適正度

人口1,000人当たり職員数 [6.55人]



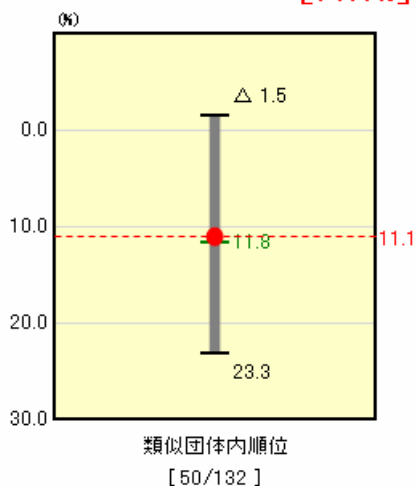
人口 1,000 人当たりの職員数です。

退職者不補充の取組みなどにより、類似団体平均よりも良好な値となっています。

F

公債費負担の健全度

実質公債費比率 [11.1%]



地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標です。

17 年度は、類似団体平均と同程度ですが、18 年度の実質公債費比率は、13.0%となり、指標が高くなっています。

Ⅱ 中期財政収支見通し～この先、町はどうなるのか～

1 行財政改革等のこれまでの取組み

(1) 単独町制の選択

海田町では、平成 16 年 8 月に実施した「海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票」の結果により、単独町制を維持していくという方向が定まり、それに見合う持続可能な身の丈に合った簡素で効率的な行財政運営への転換を図っていく必要が生じました。

(2) 財政健全化計画及び行革実施計画の策定

このような状況を踏まえ、平成 17 年 9 月に平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年を計画期間とする行政改革実施計画を策定するとともに、平成 18 年度から平成 22 年度までの財政健全化計画を策定し、行財政改革に取り組んできました。

(3) 財政収支見通しの作成

また、平成 18 年 8 月には、状況の変化により財政健全化計画で見込んでいる投資的事業の規模を確保できない状況であることから、「ハード事業の見直し後の財政収支見通し（平成 18 年度～平成 22 年度）」を策定し、第 3 次総合基本計画（後期計画）実施計画の見直しを図ったところです。

2 財政収支見通しの見直し

これまでの行財政改革の取組みの結果、

指定管理者制度導入による施設運営費の抑制や退職者の補充調整による人件費の抑制、繰上償還による町債残高の縮減など、一定の成果を出しています。



しかしながら…

これまでの都市計画事業等に加えて、合併を前提に多額の町債（借金）を財源に本来の財政規模以上の積極的な事業展開をした影響により、公債費負担額（借金返済額）は、年々増加する一方であり、町財政は依然として厳しい状況にあります。

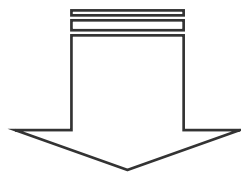
新たな歳入増加が見込めない現状で、このままの財政運営を継続していたのでは、さらに厳しい財政状況となり、町民ニーズに対応していくことが難しくなります。



さらには…

団塊の世代の退職に伴い、退職手当組合負担金が 20 年度から 25 年度にかけて大幅に上がることにより、その間の義務的経費が臨時的に増加します。

また、今後、広島市東部地区連続立体交差事業やそれに伴う庁舎移転整備事業、海田市駅南口土地区画整理事業等の大型の都市基盤整備事業が控えており、それらに対応できる財政基盤の構築を図っていく必要があります。



そのため、

更なる財政の健全化を目指しながら、町民ニーズに応える行政を行うためには、状況の変化を反映させたくうえで、近い将来の財政状況を予測する必要があります。

この度は、財政収支見通しの推計期間を平成 24 年度までに延長し、推計ベースは平成 19 年度当初予算ベースに変更しました。また、福祉事務所の単町での設置や、退職手当組合負担金の臨時増加分や、庁舎移転整備事業なども反映させたくうえで、財政収支見通しの見直しを図りました。

3 見直し後の中期財政収支見通し

(1) 総 括

期 間：平成 20 年度～平成 24 年度

対 象：一般会計ベース

条 件：19 年度当初予算をベースに推計し、従来の行革効果額は反映する。

：投資的経費は、総合基本計画実施計画をベースに庁舎関連整備事業も反映する。

：21 年度から福祉事務所を単町で設置する予定で、関連経費を反映する。

(2) 費目別推計の考え方

区 分		推 計 方 法
共通	経 済 成 長	・経済成長率 1.5%（平成 18 年度名目成長率） 「平成 19 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」から
歳入	町 税	・町民税現年分（個人＋法人）は経済成長率の 1.5%の伸び率 ・その他は 19 年度ベースで据置き
	地方譲与税等	・伸び率 1.5%
	地 方 交 付 税	・新型算定分 19 年度ベースで据置（19 年度新設項目） ・事業費補正及び公債費は積上げ、その他は△3.0%（19 年度伸率） ・福祉事務所設置に係る特別交付税措置を反映（21 年度以降）
	国・県支出金	・扶助費充当分は歳出と同じ 2.6%の伸び率で、その他は据置き
	町 債	・投資的経費に係るものは、実施計画をベースに積上げ ・臨時財政対策債は、伸び率△5.0%（19 年度伸び率）
	そ の 他	・使用料及び手数料などは、19 年度ベースで据置き ・土地売払収入など個々の費目によっては、個別に影響額を反映
歳出	人 件 費	・現行制度をもとに、今後の職員採用計画に基づき試算 ・退職手当負担金は、20 年度から負担率の増加分を反映 （定年退職ベースで、早期退職は見込まない）
	扶 助 費	・過去の伸び率を勘案し、2.6%の伸び率で試算 ・福祉事務所設置に伴う扶助費の増加を反映（21 年度以降）
	公 債 費	・既借入分の返済額に、今後の借入見込みに係る返済額を積上げ
	投 資 的 経 費	・第 3 次海田町総合基本計画の実施計画ハード事業をベース
	物 件 費	・19 年度ベースで据置き ・退職者補充調整に係る臨時職員賃金を加算
	補 助 費 等	・19 年度ベースで据置き
	繰 出 金	・会計ごとに個別に試算
	そ の 他	・19 年度ベースで据置き
決 算 調 整 額		推計の精度を高めるため、当初予算ベースの推計では表れない決算時に発生する歳計剰余金や、財政調整基金の未取崩額を「決算調整額」として別枠で計上し、歳入歳出差引額や年度末基金残高に反映

(3) 中期財政収支見通し（平成 19 年度当初予算ベース）

平成 24 年度までの財政収支見通しは、次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計 20～24年度
歳入	町税	4,325	4,396	4,430	4,461	4,492	4,524	22,303
	地方譲与税等	545	552	560	549	557	564	2,782
	地方交付税	430	413	577	517	462	411	2,380
	国・県支出金	795	724	683	1,004	961	930	4,302
	町債	672	741	454	534	748	788	3,265
	その他	645	512	497	568	1,053	1,179	3,809
	合 計	7,412	7,338	7,201	7,633	8,273	8,396	38,841
歳出	人件費	1,648	1,681	1,640	1,589	1,522	1,515	7,947
	うち退職手当分	121	211	211	211	211	211	1,055
	扶助費	866	889	1,072	1,100	1,128	1,158	5,347
	公債費	1,288	1,342	1,344	1,348	1,329	1,326	6,689
	投資的経費	807	947	525	1,322	1,853	1,951	6,598
	うち一般財源分	261	401	303	629	507	472	2,312
	物件費	1,028	1,033	1,050	1,061	1,047	1,046	5,237
	補助費等	907	914	903	901	901	899	4,518
	繰出金	822	870	881	889	910	933	4,483
	その他	271	171	171	171	171	171	855
	合 計	7,637	7,847	7,586	8,381	8,861	8,999	41,674
歳入歳出差引額		△ 225	△ 509	△ 385	△ 748	△ 588	△ 603	△ 2,833
財源不足額累計			△ 509	△ 894	△ 1,642	△ 2,230	△ 2,833	
決算調整額		150	150	150	150	150	150	750
決算調整後 歳入歳出差引額		△ 75	△ 359	△ 235	△ 598	△ 438	△ 453	△ 2,083
財政調整基金等		1,846	1,487	1,252	654	216	0	
累積赤字額		0	0	0	0	0	△ 237	
実質公債費比率		14.1	15.4	16.4	16.7	16.3	15.7	
年度末町債残高		12,001	11,629	10,952	10,331	9,929	9,560	

※「財政調整基金等」は、財政調整基金及び公共施設等整備基金の年度末残高見込

4 中期財政収支見通しの試算結果

今回の試算の結果、町財政の危機的な状況が、あらためて明らかになりました。

- 従来に行財政改革の取組みを続けても、

平成 20 年度から 24 年度までの間、決算調整後の歳入歳出差引額で、
約 21 億円の財源不足額が生じることが見込まれます。

- 毎年の財源不足額を基金で補てんした場合でも、

基金残高は、平成 23 年度には、残りわずかとなり、
平成 24 年度の予算編成が困難になる恐れがあります。

- 最終的に平成 24 年度末には、

基金が底をつき、
約 2 億円の累積赤字額が生じることが見込まれます。

各年度に見込まれる財源不足(赤字)額及び基金残高

(単位：百万円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
決算調整後の財源不足額 (基金の補てんがない場合)	▲359	▲235	▲598	▲438	▲453
財源不足額を基金で補てん した場合の基金残高	1,487	1,252	654	216	0
基金補てん後の累積赤字額	0	0	0	0	▲237

5 退職手当組合負担金の今後の見通し

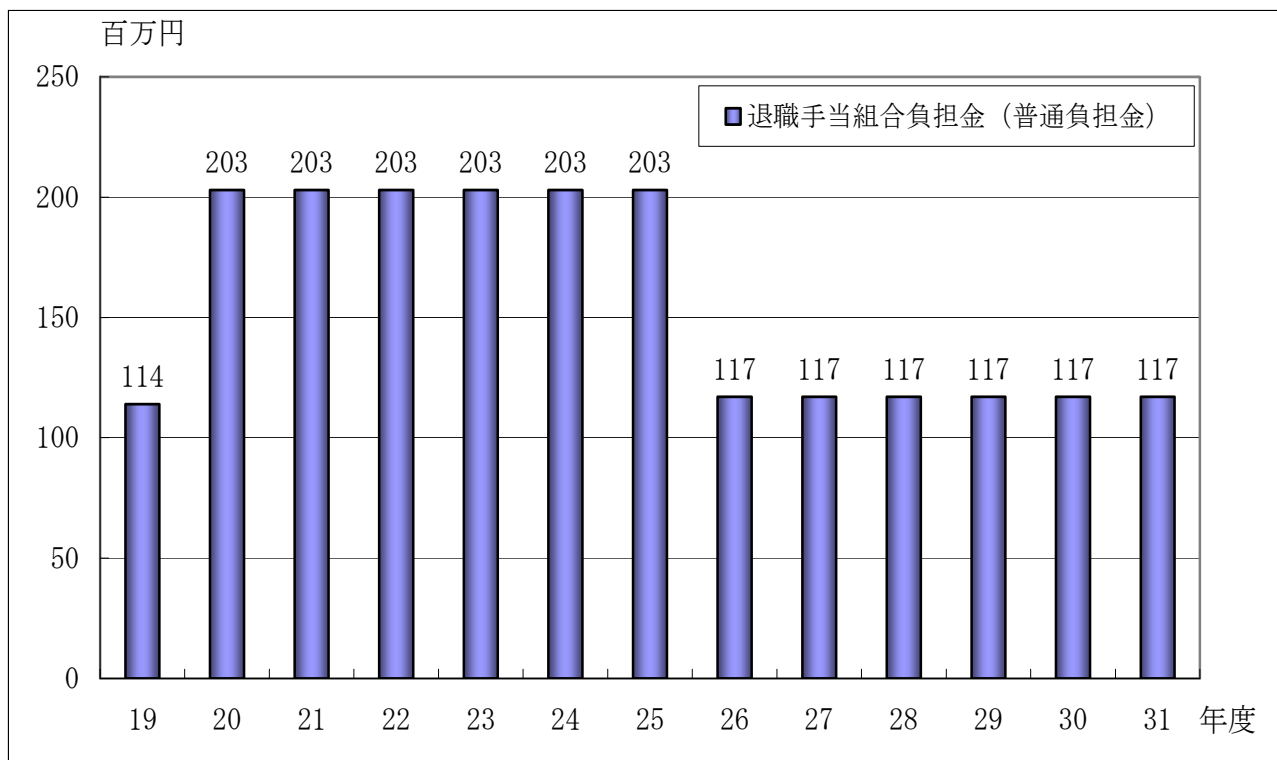
海田町では、安定的かつ効率的な退職手当の管理を行うため、広島県市町職員退職手当組合に加入しています。

退職手当組合へ支払う負担金のうち、普通負担金については、6年ごとに見直しが行われることとなり、この度、平成20年度以降の負担金見込みが組合から示されました。

今後、団塊の世代の退職者が多く見込まれることから、平成20年度から平成25年度までの6年間は負担率が急増し、平成19年度と比較して毎年約9千万円程度負担金が増加し、財政を圧迫します。

次の見直しが行われる平成26年度以降は、通常ベースに落ち着く見込みです。

退職手当組合負担金の今後の見通し(定年退職ベース)



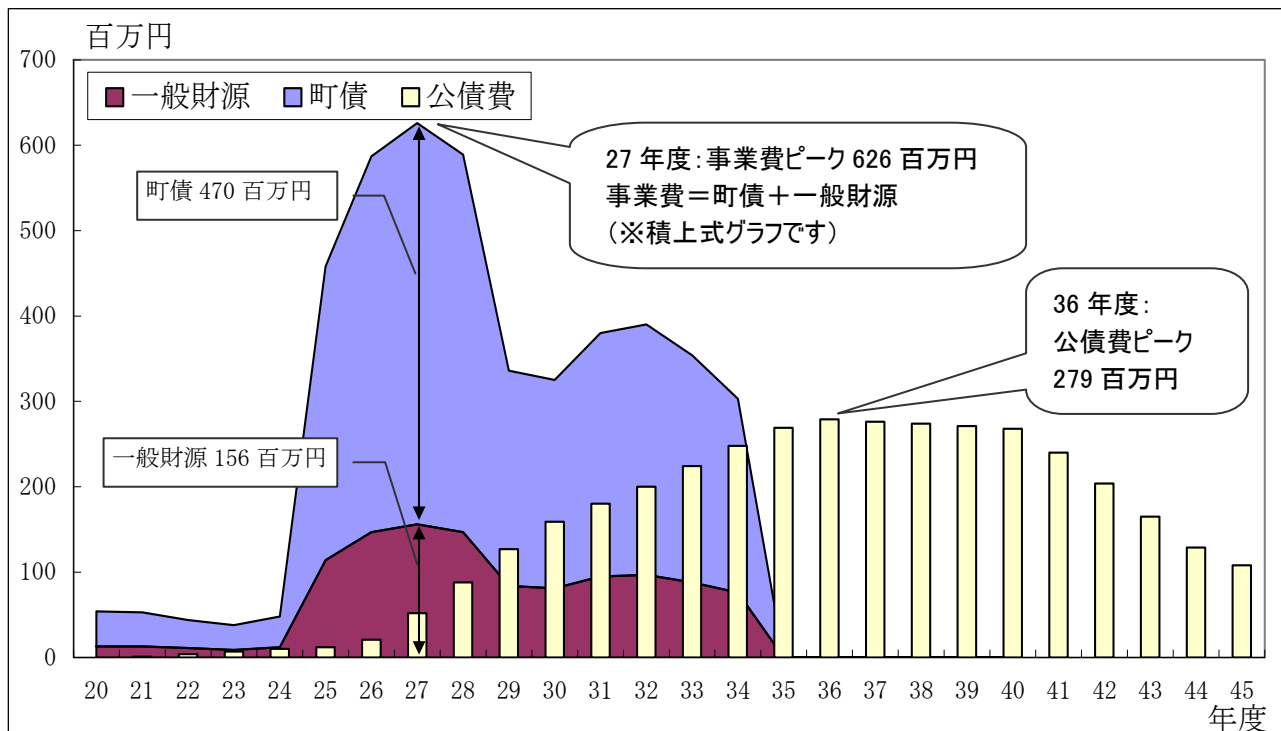
※ 定年退職者とは別に早期退職者が増え、退職手当組合に支払った負担金よりも退職手当組合から受け取った退職金が多い状態となると、普通負担金とは別に調整特別負担金が必要となります。（調整特別負担金は3年ごとの見直しとなります。）

6 大規模プロジェクトの今後の見通し

大規模プロジェクトである広島市東部地区連続立体交差事業については、平成 25 年度から本体工事に着手し、平成 34 年度に完了する見込みです。

本体工事に着手後は、事業費が急増するとともに、事業完了後も後年度の公債費負担（借金返済額）が重くのしかかり、海田町の今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

広島市東部地区連続立体交差事業費見込み（平成 20 年度以降の新たな負担）



（単位：百万円）

区 分	20 年度	25 年度	27 年度	34 年度	36 年度	49 年度	合 計 (20～49)
	本体工事 未着手	本体工事 着手年度	事業費 ピーク	事業完了 年 度	公 債 費 ピーク	公 債 費 償還完了	
連立事業 県負担金	54	458	626	303	—	—	4,585
財 源	町債	41	344	470	227	—	3,442
	一般 財源	13	114	156	76	—	1,143
公 債 費	0	12	52	248	279	19	4,029

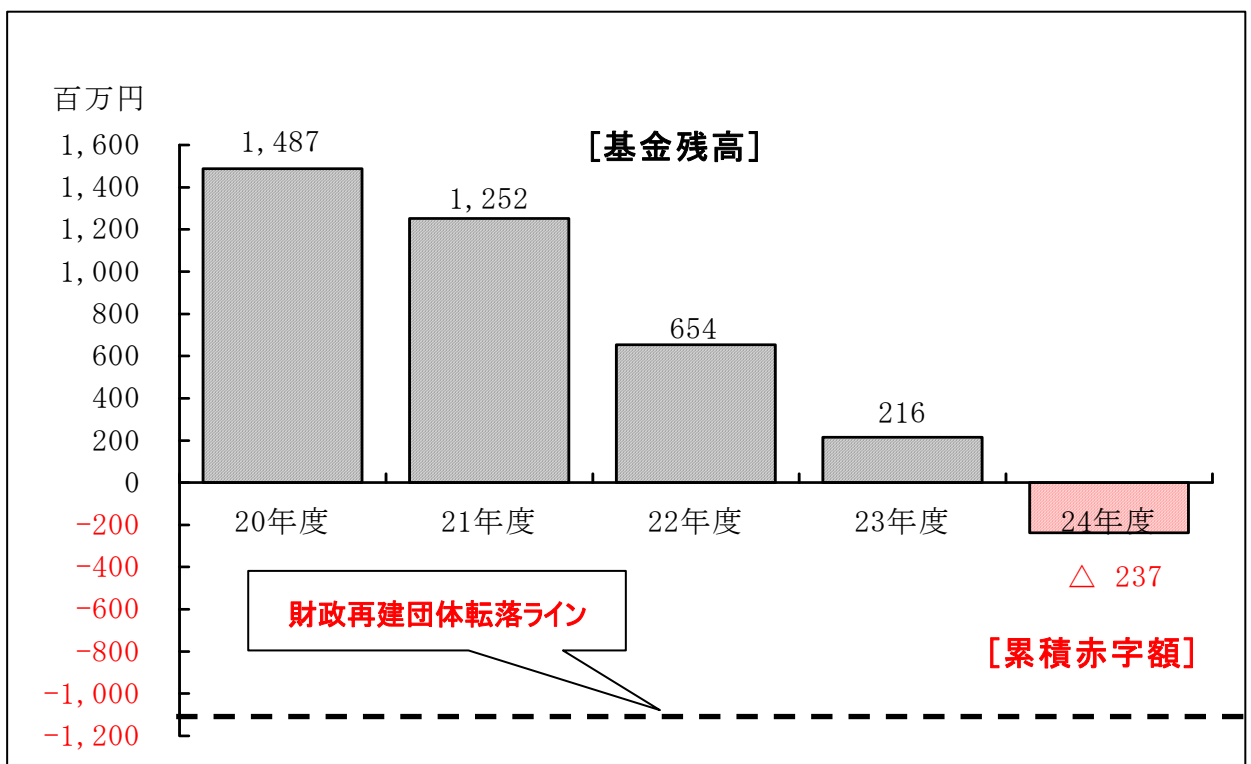
※ 事業費及び財源内訳はあくまで見込みであり、今後の情勢により変動します。

※ 公債費は、20 年度以降の町債発行見込額を反映させています。

7 財政の早期健全化の必要性

現行の「地方財政再建促進特別措置法」では、町の累積赤字額が標準財政規模の20%（海田町の場合約11億円）を超えた場合には、いわゆる「財政再建団体」となり、法律に基づき国の管理下で財政の建て直しを行うことになります。

また、新たに施行される「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、新財政指標が早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければなりません。



このままの財政運営を続けた場合、平成23年度には基金がほぼ底をつき、平成24年度には、累積赤字が発生します。

また、平成25年度以降は、広島市東部地区連続立体交差事業の本体工事が始まることから、財政運営は一段と厳しさを増してくることが予測されます。

累積赤字を解消し、持続可能な財政運営をするために、財政健全化計画の見直しを図る必要があります。

Ⅲ 財政健全化へ向けて～町の未来のために～

これまでの、行財政改革の取組みを踏まえながら、更なる財政健全化に向けて取り組むべく、財政健全化計画の見直しを図ります。

1 財政健全化計画の基本方針

(1) 財政健全化の目的

重点施策に取り組みながら、今後ますます多様化・複雑化する町民ニーズにも対応していくためには、健全な財務体質を確立することが必要不可欠です。

このため、「財政健全化計画」を改訂し、中長期的な展望に立ち、財政の健全化に向けた取組みを一層強化していきます。

(2) 財政健全化の基本姿勢

現下の財政危機を克服し、将来世代へ過度の負担を残さない「持続可能な財政運営」を実現するため、

- 職員一人ひとりが、現在の危機的な財政状況を十分認識し、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に立ち戻り、内部経費の節減をはじめ事務事業の見直しについて、全庁を挙げて取り組みます。
- 見直しに当たっては、事務事業に内在する構造的な問題を明らかにして問題意識を共有し、新たな発想の下、各部課が率先して取り組みます。

(3) 計画期間

平成 20 年度（2008 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの5年間

(4) 目 標

- 「中期財政収支見通し」で見込まれる財源不足の解消
- 平成 20 年度以降の町債残高の縮小
- 重点施策及び町民ニーズに対応し得る弾力性のある財務体質への改善

(5) 財政健全化の取組方策

厳しい財政健全化の過程にあっても、町民に対する行政サービスの停滞は許されません。

町民ニーズに的確に対応していくため、町政全体を聖域なく見直し、次のような取組方策により、財源を確保していきます。

◎ 歳出削減対策

- ☐ 人件費の抑制
- ☐ 内部管理経費の削減
- ☐ 事務事業の見直し
- ☐ 投資的事業の見直し
- ☐ 特別会計・企業会計の経営健全化
- ☐ 公債費負担の抑制

◎ 歳入確保対策

- ☐ 町税収入等の確保
- ☐ 未利用地等の売却促進及び有効活用
- ☐ 受益者負担の適正化等
- ☐ 新たな収入確保対策の検討

(6) 計画の改定

社会経済情勢の変化や、国の制度の見直し等に対応するため、計画期間中でも必要があれば、本計画の適時適切な改定を行います。

2 新たな行財政改革の具体的取組み(平成 20 年度～平成 24 年度)

更なる財政健全化を図るために、従来の行財政改革に加えて、新たな行財政改革に取り組みます。

(1) 歳出削減

○ 投資的経費の縮減

総合基本計画の実施計画に計上されていない投資的経費を、平成 19 年度当初予算の一般財源ベースで、各年度 10% (26 百万円) 削減します。

効果額 約 130 百万円

○ 町債の繰上償還

新たに創設された公的資金の補償金免除制度を活用して、一般会計及び公共下水道事業特別会計の高利率の公的資金の繰上償還を実施します。

効果額 約 123 百万円

○ 事務事業の見直し

上下水道使用料減免事業の見直しや、いきいきデイサービス事業等の事務事業の見直しを図ります。

効果額 約 23 百万円

○ 特別職の給料の減額

町長、副町長及び教育長の給料を平成 20 年度から平成 23 年度の 4 年間、5%カットします。

効果額 約 6 百万円

○ 一般職の給料の減額

一般職の給料を、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間、管理職員は 3%、その他の職員は 2%カットします。

効果額 約 56 百万円

○ 人件費の抑制

環境センター、学校事務等の出先機関などについて、一般職員から臨時職員へと切り替えることを検討します。

検 討 項 目

(2) 歳入確保

○ 未利用地の売却促進

安芸区船越南 3 丁目地内、南昭和町地内及び港町公園の一部を売却します。

効果額 約 320 百万円

○ 都市計画税導入の検討

広島市東部地区連続立体交差事業といった大規模な都市計画事業に対応できる財政基盤を構築し持続可能な行財政運営を図るために、都市計画税の導入について、検討を行います。

検 討 項 目

3 新たな行財政改革の効果額

区分別の新たな行財政改革の取組み及び効果額は、次のとおりです。

原則として、平成19年度当初予算との対比で効果額を算定しています。

(単位：百万円)

区分	具体的な取組み	目標効果額 20～24年度
事務事業の見直し	□ 療養援護金支給事業の段階的廃止	1.0
	□ 上下水道使用料減免事業の見直し	7.9
	□ いきいきデイサービスの見直し	10.8
	□ 議会研修の見直し	3.1
	□ 監査委員研修の見直し	0.5
	小 計	23.3
行政組織の見直し	□ 特別職の給料の減額	5.7
	□ 一般職の給料の減額	56.2
	小 計	61.9
財政施策の見直し	□ 公債費の抑制	122.7
	□ 投資的経費の抑制	130.0
	小 計	252.7
歳出削減額①		337.9
自主財源の確保	□ 普通財産売却の促進（追加分）	319.9
	□ 都市計画税導入の検討	検討項目
	小 計	319.9
歳入増加額②		319.9
行革効果額（①+②）		657.8

4 新たな行財政改革実施後の中期財政収支見通し

新たな行財政改革に取り組むことにより、累積赤字額を解消しました。

(単位：百万円)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計 20～24年度
歳 入	町税	4,325	4,396	4,430	4,461	4,492	4,524	22,303
	地方譲与税等	545	552	560	549	557	564	2,782
	地方交付税	430	413	577	517	462	411	2,380
	国・県支出金	795	724	683	1,004	961	930	4,302
	町債	672	741	454	534	748	788	3,265
	その他	645	512	560	609	1,195	1,154	4,030
	合 計	7,412	7,338	7,264	7,674	8,415	8,371	39,062
歳 出	人件費	1,648	1,679	1,619	1,570	1,504	1,515	7,887
	うち退職手当分	121	211	211	211	211	211	1,055
	扶助費	866	885	1,068	1,096	1,124	1,154	5,327
	公債費	1,288	1,309	1,329	1,348	1,329	1,326	6,641
	投資的経費	807	921	499	1,296	1,827	1,925	6,468
	うち一般財源分	261	375	277	603	481	446	2,182
	物件費	1,028	1,032	1,050	1,060	1,047	1,045	5,234
	補助費等	907	914	903	901	901	899	4,518
	繰出金	822	860	863	871	893	918	4,405
	その他	271	171	171	171	171	171	855
	合 計	7,637	7,771	7,502	8,313	8,796	8,953	41,335
歳入歳出差引		△ 225	△ 433	△ 238	△ 639	△ 381	△ 582	△ 2,273
財源不足額累計			△ 433	△ 671	△ 1,310	△ 1,691	△ 2,273	
決算調整額		150	150	150	150	150	150	750
決算調整後 歳入歳出差引		△ 75	△ 283	△ 88	△ 489	△ 231	△ 432	△ 1,523
財政調整基金等		1,846	1,563	1,475	986	755	323	
累積赤字額		0	0	0	0	0	0	
実質公債費比率		14.1	15.2	15.9	16.1	15.9	15.4	
年度末町債残高		11,955	11,615	10,919	10,285	9,883	9,514	

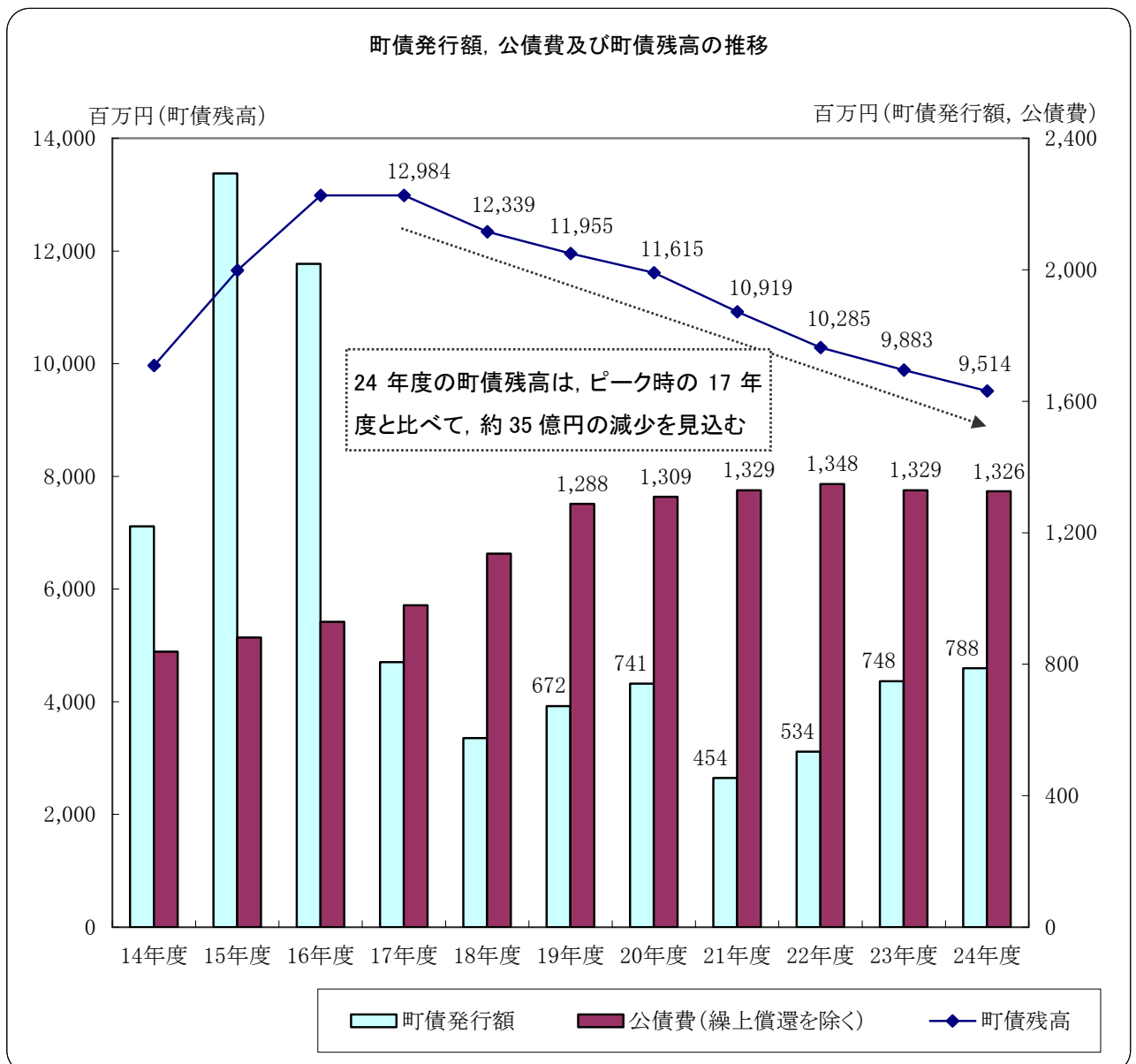
※「財政調整基金等」は、財政調整基金及び公共施設等整備基金の年度末残高見込

5 財政状況の改善の見込み

(1) 町債（町の借金）の見込み（2 ページ参照）

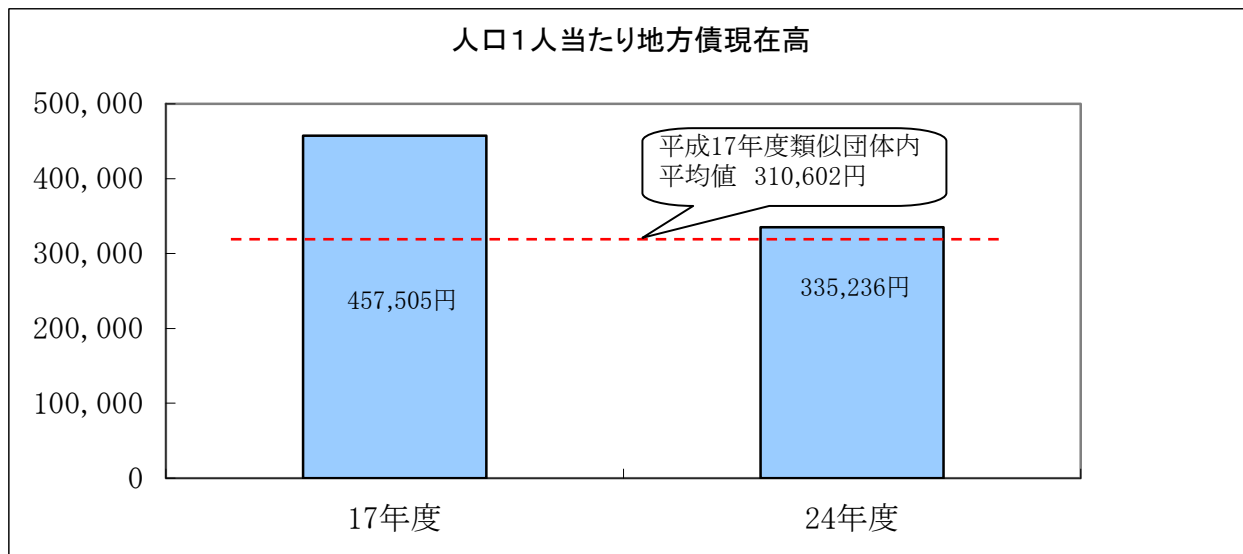
財政健全化計画の目標である町債残高の縮減については、建設事業費とそれに伴う町債発行額を抑制することにより、着実に目標を達成し、将来世代へ過度の負担を残さないように取り組みます。

公債費（借入金返済額）については、多くの町債は毎年の返済額が同じ元利均等償還方式により借り入れており、町債残高が減少しても事業ごとの償還が完了するまでは毎年の返済額は変わらないため、公債費はしばらく高止まりとなりますが、平成 22 年度をピークにわずかながら減少に転じます。



(2) 将来負担の健全度の見込み（13 ページ参照）

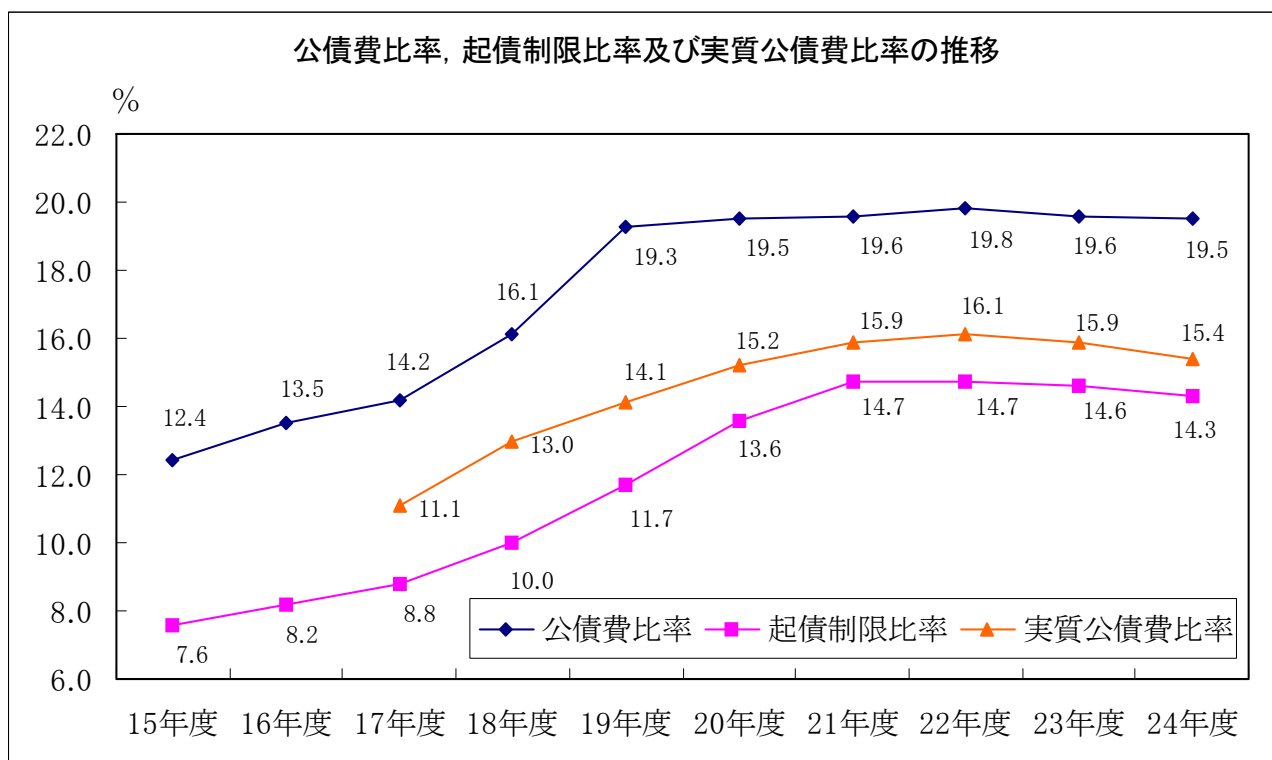
町債残高の縮減に着手に取り組むことにより、将来負担の健全度を改善します。



※24年度は、17年度と同じ人口と仮定し、試算しています。

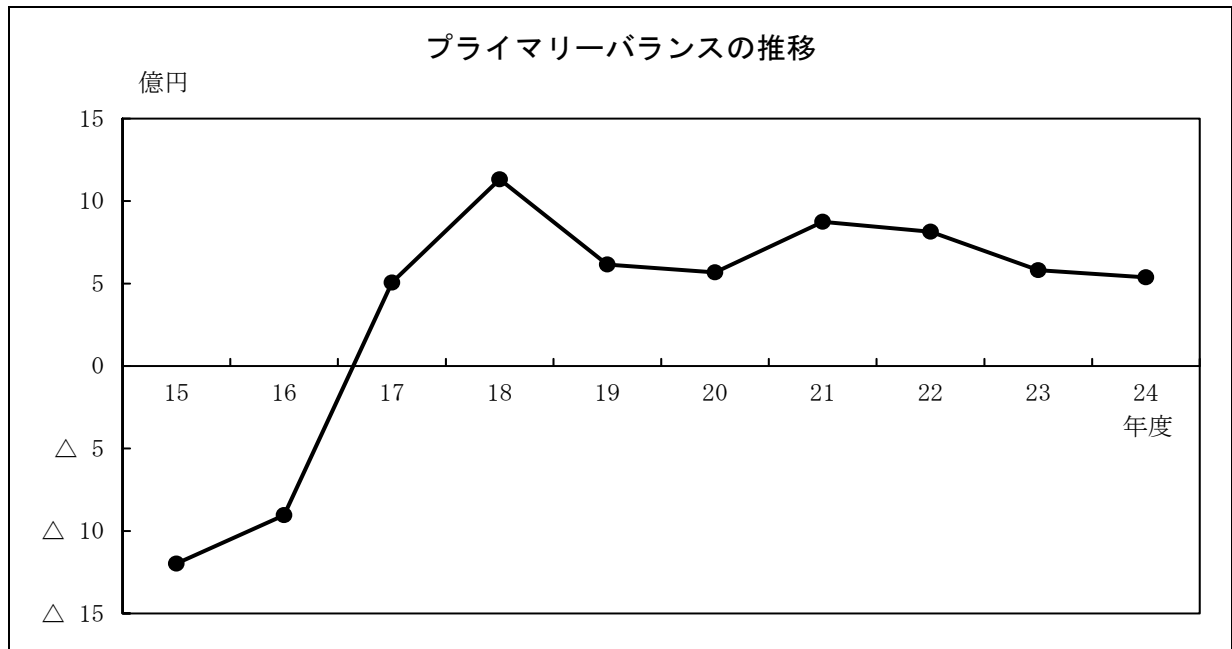
(3) 財政指標の見込み（4 ページ参照）

公債費の増加に伴い指標も高くなり、しばらく厳しい状況となりますが、公債費がピークとなる平成22年度を境に、序々に改善していく見込みです。



(4) プライマリーバランスの見込み (5 ページ参照)

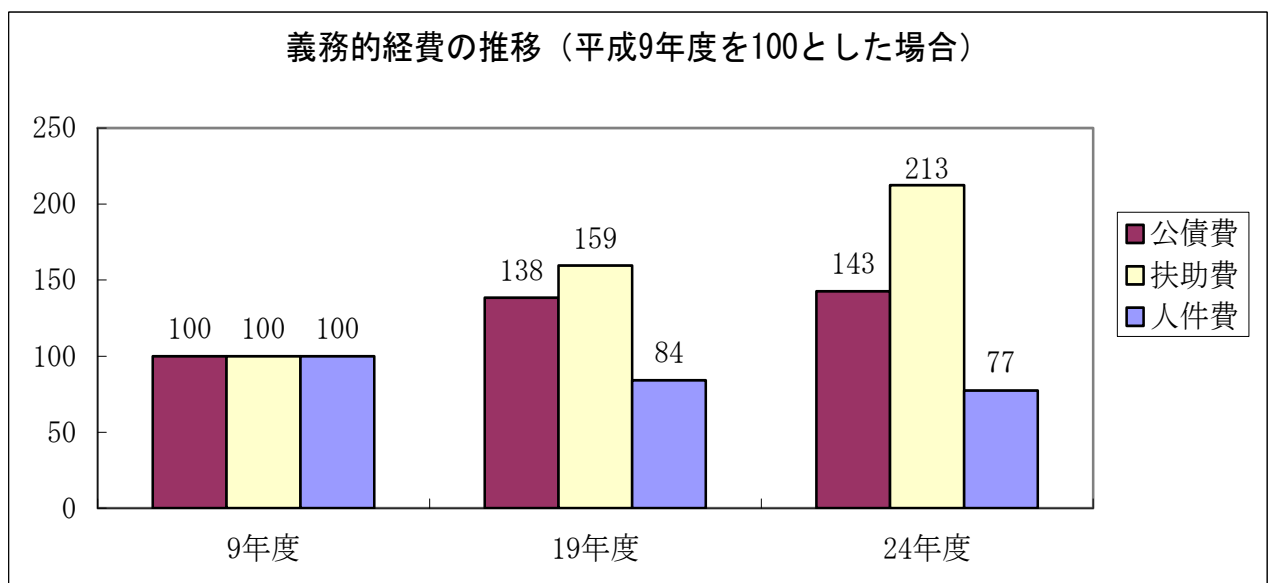
財政健全化のため、プライマリーバランスの黒字を平成 20 年度以降も継続します。



(5) 義務的経費の見込み (11 ページ参照)

義務的経費のうち、公債費及び扶助費については、大幅な削減は難しい状況です。

人件費部分については、県からの事務移譲や行政ニーズの多様化により事務量は増える中で、組織の効率化を図り、退職者に対する職員の補充調整を行いながら職員数の削減を図るとともに、職員の給与カットも実施することにより、更なる人件費の抑制を図ります。



6 「歳出削減対策」の取組み

【内部努力の徹底】

人件費の抑制、内部管理経費の節減に努め、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、一層の効率化・合理化を進めます。

(1) 人件費の抑制

<職員の定員適正化>

- ☐ 組織改編などにより効率的な職員配置を行い、職員の定員適正化を図ります。
- ☐ 退職者に対する新規採用の抑制を図り、必要最小限の新規採用者を計画的に確保します。
- ☐ 徹底した事務事業の見直しや内部事務執行の効率化により、総実勤務時間の縮減を進めます。

(2) 内部管理経費の削減

<施設の効率的な運営>

- ☐ 施設の管理運営については、光熱水費や通信費などの一層の節減に努めるとともに、業務委託については仕様や契約方法などの見直しを行い、維持管理経費の削減を図ります。
- ☐ 施設の目的や性質に応じた最適な運営形態について検証し、指定管理者制度への移行などにより、効率的・効果的な町民サービスの提供を行い、施設稼働率の向上に努めます。

<事務経費の削減>

- ☐ 最小のコストでより良い行政サービスを提供するために、事務用品の節減の徹底化を図るとともに、事務手続きの簡素化、情報通信技術の活用による事務の効率化・迅速化などにより、事務経費の一層の削減に努めます。

<契約事務の見直し>

- ☐ より適正な競争環境の形成を図るため、適正な随意契約制度の運用や入札制度の見直しを行います。

【施策の見直し】

町民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、事業の必要性・効果・優先度の観点から抜本的な見直しを行い、町民にとって真に必要な行政サービスを最少のコストで提供します。

(3) 事務事業の見直し**＜補助費等の見直し＞**

- 各種団体の事業費や運営費に対する補助金については、その目的、意義、効果等を精査し、町民活動を停滞させることのないよう、真に必要性の高いものについて重点化を図るとともに、補助の役割が薄れたものについては見直しを行い、終期の設定や廃止、休止、縮小を行います。
- 協議会等の負担金についても、目的、効果等を精査し、当初の意義が薄れているものは、負担する意義に応じた見直しを行います。

＜扶助費の見直し＞

- 従来の制度を全て維持したままでは新たなニーズに応えることはできない状況のため、既存制度について、更なる運用の適正化と再編構築を図り、過度な扶助を避けることにより、新たなニーズにも対応していけるよう努めます。

＜地域協働の推進＞

- 「公共」は行政のみが担うべきものという従来の考え方から脱却し、地域において公共サービスの担い手となりうる意欲と能力を備えた地域コミュニティ、民間ボランティア、NPO等との協働による公共サービスの提供を推進します。

＜民間委託の推進＞

- 真に行政が担うべき役割を見極めながら、民間事業者が実施することで、より効率的・効果的に行うことができる事業については、民間委託を推進し、サービス水準の向上に努めます。

＜その他事業の見直し＞

- 費用対効果、必要性、緊急性等を十分勘案し、すべての事務事業について廃止、休止を含めた見直しを行いますが、予算規模は縮小しても事業効果は維持、または増大させていくよう創意工夫を行います。

(4) 投資的事業の見直し

<施策の重点化>

- 「自立した町」の実現に向け、限られた財源を有効に活用するため、実施計画事業への重点的な投資により、海田町の将来に向けた基盤整備を行います。

<事業費の平準化>

- 事業費については、事業の効率的、計画的執行の観点から平準化を図ります。

<コスト縮減>

- 計画・設計から、施工、維持管理に至る全プロセスにおいて、効率的な事業の実施に取り組み、引き続き、建設・維持管理コストの縮減に努めます。

<財源の確保>

- 事業実施にあたっては、国・県の動向や新規制度等、最新情報を的確に把握し、最も有利な財源の確保に努めます。

<町債発行の抑制>

- 少子高齢化が進む中、世代間負担の公平性を保つため、町債発行の抑制に努め、町債残高を減少させ、将来の公債費負担の軽減を図ります。

(5) 特別会計の経営健全化

<経営改革>

- 料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、町民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各事業についての経営健全化計画を策定し、自立した経営の確立に努めます。

<基準外繰出金の削減>

- 独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金の削減を図ります。

(6) 公債費の抑制

<事業コストの縮減>

- 投資的事業の見直しによるコスト縮減に伴い、新たな借入れを抑制し、将来的な公債費負担の軽減を図ります。

<繰上償還>

- 繰上償還の実行により、将来的な利子負担の軽減を図ります。

7 「歳入確保対策」の取組み

(1) 町税等収納率の向上

<収納対策の強化>

- 町税，保育料，町営住宅使用料等については，収納率の向上に努め，町民負担の公平性を確保します。

(2) 未利用地売却の推進

<未利用地売却の推進>

- 町域の中で将来的に利用計画がない土地等について，公募売払い等により積極的な売却に努めます。

(3) 受益者負担の適正化

<使用料・手数料の見直し>

- 受益者負担の原則に基づき，提供するサービスに見合う適正な負担となるよう，「受益者負担の原則」，「算定基準の明確化」，「受益者負担割合の設定」，「減免制度の適正化」を基本的な考え方として見直しを行います。
- 見直しにあたっては，効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト縮減に努め，利用者負担の軽減を図るとともに利用者の理解が得られる料金設定を行います。

(4) 新たな収入確保対策の検討

<企業広告の導入>

- 町の資産の有効活用による新たな財源の確保と廉価な広告枠の提供による地元企業等の振興に資するため，ホームページなどへ企業広告を充実させるとともに，あらゆる広告媒体の可能性について検討を行います。

<都市計画税導入の検討について>

- 今後の広島市東部地区連続立体交差事業などの大規模な都市計画事業に対応可能な財政基盤を構築し，持続可能な行財政運営を図るために，都市計画税の導入について検討します。

8 財政運営改善の取組み

(1) 予算編成手法の見直し

- 「財政健全化計画」における財源確保の取組みでは、内部努力や事務事業の見直しなど、今まで行ってきた取組みをさらに徹底していくことが重要になってきます。

そのためには、各部課が主体性と責任を持って創意工夫を凝らしながら事業の再編構築を行っていくことが不可欠であり、予算編成手法についても、各課の自主的な取組みを促すような仕組みの構築に取り組みます。

- 財政健全化と効果的な財源配分を実現するため、従来の積上げ方式から脱却し、予算の編成から執行までを包括した予算システムの改革を行い、歳入に見合った歳出構造を構築することが必要です。

そこで、「町民ニーズをより反映させた予算編成」、「各部課の自主性・自立性の確保」、「職員の経営感覚の向上」を主たる目的とし、各部課に一定の財源を配分し、その枠内で予算編成を行う「枠配分方式の予算編成手法」に取り組みます。

- 事業を行う際の工夫や新たな財源の確保により、予算の節減が認められる場合には、その節減額の一部または全額を、節減を行った部課への翌年度以降の予算に上乗せするなど、各部課の努力が報われ、職員の節約意識が高まる仕組みの導入を検討します。

- 海田町総合基本計画の実行性を高め、事業の効率的な展開と計画的な財政運営を図るため、総合基本計画実施計画と予算との整合を図ります。

実施計画原案を予算要求の上限枠とし、当初予算は無論のこと、補正予算においても、総合基本計画に位置づけられていない新規事業を実施計画や予算に計上する際には、その必要性等について企画会議で検討を重ねることにより、計画的な事業執行に努めます。

- 現下の厳しい財政状況においては、予算編成過程で事務事業の厳しい選択が必要となることから、町民の視点に立った事業の立案・実践・評価を行うための事務事業評価制度と連携した予算編成手法についても取り組みます。

(2) 財政調整基金の充実

- 財政調整基金は年度間の財源調整の根幹をなすとともに、災害等の不測の事態に対応するための基金です。今後、安定的な財政運営を行っていくためには、年度間の財源調整機能を強化するとともに、災害等に伴う緊急臨時的な財政支出に対応できるよう、財政調整基金の充実が必要となります。
- 今後とも、財政状況や社会経済情勢等を勘案し、健全な財政運営が図れるよう、財政調整基金の適正な規模の確保に努めます。

(3) 行政改革計画の進行管理

- 行政改革計画については、計画の実効性を確保するため、毎年度、取組内容、スケジュール等を確認し、計画的な実施を図るとともに、進捗状況をフォローアップするなど、行政改革推進本部において進行管理を行い、計画に基づく財政運営を進めます。

(4) 職員の意識改革

- 将来世代へ過度の負担を残さない財政運営を推進するためには、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であるという自覚を持ち、
- ・ 最少の経費で最大の効果をあげるという行政運営の基本に立ち戻ること
 - ・ 経営感覚に基づく徹底したコスト意識を常に持つこと
 - ・ 新しい意識・発想の下に、事務事業全般について見直しを行うこと
 - ・ 町民のニーズを的確に把握した上で、「それに応えるには何をすべきか」という問題意識を絶えず持つこと
- が大切です。

職員全体がこのような考え方に沿って、できる事から迅速に行動し、着実に具体的成果をあげることができるよう、あらゆる機会を捉えて職員の意識改革に努めます。

財 政 用 語 解 説

【あ行】

依存財源 (⇔自主財源)	収入に当たって国・県の関与を受けるもので、国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいう (地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債等)
一時借入金	地方公共団体が一般会計年度内において、支払資金の不足が生じた場合に借り入れる金銭
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計
一般財源 (⇔特定財源)	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入 (地方税、地方譲与税、地方交付税等)

【か行】

基金	地方公共団体が条例の定めるところにより、設けられた資金又は財産で、2種類に大別 積立型：特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるために設置されるもの 運用型：特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの
起債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務（地方債）を起こすことで、その返済は一般会計年度を超えて行われる
起債制限比率	地方債は後年度に財政負担を残すものであるから、一定の算定方法により求めた比率において、一定以上の比率となった地方公共団体の地方債を起こすこと（起債）を制限するためのもの ※ 起債制限比率の過去3年間の平均が20%以上の団体については原則として地方債の一部が許可されない
基準財政収入額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の算定方法により求めた額
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の算定方法により求めた額
基準外繰出金	地方公営事業等に対する繰出金のうち、例えば、公共下水道事業の雨水処理に係る経費などその会計の収入をもって充てることが適当でない経費について、一般会計で負担するものを基準内繰出金といい、それ以外の繰出金が基準外繰出金で、いわゆる赤字補てん的な繰出金 独立採算、受益者負担の原則から外れ、一般会計の財政状況の悪化要因となる
義務的経費 (⇔任意的経費)	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、きわめて硬直性の強い経費（人件費、扶助費、公債費）
経常一般財源	毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用しうる収入
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率で経常的経費に経常一般財源収入がどの程度消費されているかを示す指標

	$(\text{経常的経費} - \text{経常特定財源収入}) \div \text{経常一般財源収入} \times 100\%$ ※ 75%程度が妥当と考えられ, 80%を超えるとその地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられる
経常的経費 (⇔臨時的経費)	年々, 経常的に支出される経費で, 地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費をいう(人件費, 維持補修費 等)
経常的収入 (⇔臨時的収入)	毎年度継続的に, しかも安定的に確保できる見込みの収入(地方税, 継続的な国庫支出金等)
決算(歳計) 剰余金	その年度の歳入歳出差引額から, 翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものを純剰余金といい, 純剰余金は, その1/2以上の額を積み立てるか, 地方債の繰上償還の財源に充てなければならない
公共施設等整備 基金	道路, 橋りょう, 学校, 庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業を行うための資金を積み立てる目的で設置された基金
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額(いわゆる借金返済額)
公債費比率	経常一般財源総額に占める地方債の元利償還金に充当された一般財源の割合(地方債の元利償還金が一般財源に占める割合)を示す指標 ※ この数値が高いほど, 町独自の政策的予算は減少し, 将来の住民への負担を強いることとなり, 財政構造の弾力性を圧迫することとなる

【さ行】

財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたもので, 経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり, 災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に活用
財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値 ※ 指数が1に近い団体ほど, 財源に余裕があり, 1を超えると普通交付税の不交付団体となり, 標準的な水準以上の行政を行うことができる
自主財源 (⇔依存財源)	地方公共団体が自主的に収入しうる財源(地方税, 使用料, 手数料, 財産収入等)
自主財源比率	歳入総額に対する自主財源の割合を示す指標 ※ この割合が高いほど, 行政活動の自主性と安定性を確保したことになる
実質公債費比率	平成18年度から新たに導入された, 地方自治体の財政状況を示す指標。公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金を算入する等, 従来の指標である起債制限比率をより厳格化したもの。 ※ 実質公債費比率が18%以上の団体は, 地方債を発行するときに国の許可が必要となり, 25%以上の団体は単独事業等の起債が制限される
消費的経費 (⇔投資的経費)	経費支出の効果が, 当該支出年度又は極めて短期間で終わるものに支出される経費(人件費, 物件費, 維持補修費, 扶助費等)

性質別分類 (⇔目的別分類)	地方公共団体の経費をその経済的性質を基準として分類したもの ※ 地方公共団体の財政の構造上の特色やその良否を判断するために活用 (人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費等) (1) 人件費 職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費 (2) 物件費 物財調達のための一切の経費 (賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等) (3) 維持補修費 地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費 (4) 扶助費 社会保障制度の一環として生活困窮者等に対してその生活を維持するために支出する経費 (5) 補助費等 補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれる (報償費、補助金、賠償金、寄付金) (6) 普通建設事業費 道路、橋、学校、庁舎等公共用又は公用の新增設等の建設事業に要する経費 (工事請負費、設計委託料、公有財産購入費、移転補償費等) (7) 災害復旧事業費 洪水、暴風、地震その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するために要する経費 (8) 公債費 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費 (9) 積立金 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てる経費 (10) 投資及び出資金 地方公共団体が財産を有利に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合や公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得したり、新たに共同して株主となる場合等に支出する経費 (11) 貸付金 地方公共団体が直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けに要する経費 (12) 繰出金 一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費 (各会計の赤字補填の目的のために支出されるもの等)
---------------------------	--

【た行】

地方交付税 (普通交付税) (特別交付税)	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税で、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれている (1) 普通交付税 地方交付税の主体をなすもので、その総額は地方交付税総額の94%に相当する額 基準財政需要額が基準財政収入額を超える部分(財源不足額)に対して交付される (2) 特別交付税 地方交付税総額の6%に相当する額 客観的基準を重視する普通交付税の算定に反映することのできなかった特別の事情を考慮し、普通交付税の機能を補完して交付される
地方債(町債)	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、この地方債を起こすことを起債という (いわゆる町の借金)
投資的経費 (⇔消費的経費)	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)
特定財源 (⇔一般財源)	財源の用途が特定されている収入 (主に国庫支出金、県支出金、使用料、地方債等で用途が指定されているもの)

【な行】

任意の経費 (⇔義務的経費)	地方公共団体が任意的に支出することができる経費 ※ 地方公共団体の意思によって削減できる要素をもつ経費(物件費、維持補修費、普通建設事業費等)
------------------------------	---

【は行】

標準財政規模	各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの ※ 赤字額が標準財政規模の20%以上になると、財政再建計画をたて、財政の再建を行う場合でなければ地方債を発行することができない等、財政運営上の指標算定等に活用される
---------------	---

【ま行】

目的別分類 (⇔性質別分類)	地方公共団体の経費をその行政目的によって分類したもの (議会費、民生費、衛生費、土木費、教育費等)
------------------------------	---

【ら行】

臨時財政対策債	地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するというルールの下、その地方負担分について特例的に発行する町債で、普通交付税の振替的な性格を有しており、その元利償還金については、後年度100%交付税措置される
臨時的経費 (⇔経常的経費)	一時的・偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則のない経費(積立金、繰出金、単年・短期間に限って要した経費等)
臨時的収入 (⇔経常的収入)	当該収入が持続的に収入されるものでなく、一時的・臨時的に収入されるもの(都市計画税、特別交付税、不動産売払収入等)

おわりに・・・

社会経済情勢が急激に変化する中、今後ますます多様化・複雑化する町民ニーズに応じていくためには、財源を確保して収支を均衡させるにとどまらず、中長期的な展望に立ち、弾力性のある財務体質の確立を図っていく必要があります。

そのためには、職員一人ひとりが最少の経費で最大の効果をあげるという行政運営の基本に立ち戻るとともに、民間的な経営感覚を取り入れて効率化を図り、新たな発想の下、全庁を挙げてこれまでも増して徹底した抜本的財政改革に取り組んでいかなければなりません。

この先、広島市東部地区連続立体交差事業といった大型の都市計画事業が控えており、厳しい状況が続くものと見込まれますが、本町では、このような現状をむしろ、新たな展望を拓くチャンスと受け止め、町政を抜本的に見直し、新たな財政基盤の構築を具体的に始めていきたいと考えています。

今後も、「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と感じていただけるまちづくりを目指して、中長期的に本計画の基本的な視点を踏まえながら、全力を挙げて行財政改革に取り組んでまいります。

**【改訂版】
海田町財政健全化計画
《平成20年度～平成24年度》**

〆海田町企画部財政課

〒736-0081 広島県安芸郡海田町上市 14 番 18 号

電話 082-823-9201

ホームページ <http://town.kaita.hiroshima.jp>